

月島根縣公立添谷學校と改稱。同十六年四月地方制度の改正に伴ひ、日野郡第壹番學區添谷簡易小學校と改稱。同二十五年十月添谷尋常小學校と改稱。同二十年五月工費貳百七拾八圓四拾壹錢八厘を費し校舎を新築し、落成を告げたりしに、計らずも職工等火を失ひ、全部烏有に歸したり。明治二十七年十月校舎建築に着手し、間口三間半奥行五間の教場及方二間の教員室を、工費四拾參圓貳拾錢貳厘全部寄附金にて同二十八年五月落成せり。同三十年十二月廿五日亦々祝融の災にかゝり、校舎全部焼失せしを以て、同年十二月本庄藤次郎氏所有の家屋教室總坪數十
三坪七合五勺を借り受け、校舎に充用せり。同四十四年四月義務教育年限を六ヶ年に延長せられ、五六年生を收容するに至りしかば、單級組織を二學級編制とし、以て現今に至る。大正五年七月米金尋常高等小學校の分教場となり。現在日光尋常高等小學校の分教場にして四學年程の單級なり。

元吉原尋常小學校

明治九年十一月、第四大學區第二十番中學第百二十六番吉原學校として開校することとなりしかば、吉原村に總建坪三十一坪五合の校舎を建築し、同九年十一月廿六日竣工し、大河原吉原大瀧栃原を通學區域となせり。同十二年九月二十九日教育令發布せられ、同十三年一月島根縣公立吉原學校と改稱。同十六年四月地方制度の改正に伴ひ、江尾小學校吉原分校と改稱。同二十年七月吉原尋常小學校と改稱し、吉原簡易小學校を併置す。同廿一年四月吉原簡易小學校と改稱。同廿一年九月大河原村に、大河原簡易小學校を設けられしかば、吉原村、大瀧村、栃原村を通學區域となす。同二十五年十月吉原尋常小學校と改稱。同二十八年四月建築の工を起し、總建坪五十坪平屋造工費五百九拾八圓を要し、

同二十九年二月竣工したり。

日光尋常高等小學校

大正五年四月吉原尋常小學校に高等科併置、同年七月米金尋常高等小學校と改稱、大坂、大河原、添谷、分教場となる。大正七年十月日光尋常高等小學校と改稱す。大正十二年八月大字宮ノ上に新校舎建築同年九月移轉す。

米澤尋常高等小學校

日野高等小學校の解散せらるゝや、普通教育を全からしむるには、高等小學校設置の必要あり、明治三十四年四月大字杉谷村末次喜代美の持家を假校舎として開校、翌三十五年四月大字宮市村大字如來原千四十三番地に新築移轉せり。此頃郡内に高等小學校の設置、比較的少なかりしと、地勢の關係より此校に入學するもの割合に多く、教育の効果稍見るべきものありき。然るに義務教育年限延長の結果、明治四十一年六月に至り單獨なる高等小學校を廢し、尋常高等小學校となし、以て今日に及ぶ高等尋常合せて二學級編制なり。

下蚊屋尋常小學校

明治六年八月十一日、下蚊屋、無用、御机、助澤、杉谷の五村を以て、第四大學區第十七中學區第百二十九番小學區を設置せらるゝや、下蚊屋村十四番屋敷を校舎として開校。下蚊屋校と命名せり。明治十三年同村社地境外に移轉。明治十六年四月一日地方制度の改正により、江尾小學校の分校となる。明治十八年火災に罹りしかば、民舎を借入し校舎となす。明治二十年四月一日美用分校獨立して、美

用簡易小學校となるや同校の分校となる。明治二十三年下蚊屋簡易小學校と改稱。明治二十五年九月一日美用尋常小學校の分校となる。明治三十三年十二月四日校舍新築、移轉式を擧ぐ、明治三十四年四月一日、下蚊屋尋常小學校と改稱、目下一學級編制なり。

御机尋常小學校

明治二十年四月一日、美用簡易小學校御机分校として開校。明治二十五年九月一日美用尋常小學校の分校となる。明治三十四年二月六日御机尋常小學校と改稱、一學級編制なり。

美用尋常小學校

明治六年八月十一日、無用村（今は美用村）御机村下蚊屋村助澤村杉谷村を以て第四大學區第十七中學區第二百九番小學區を設置し、大字無用村下垣榮重持家を以て校舍充用す。明治九年化為小學校と改稱。明治十六年四月一日地方制度の變更により、江尾小學校無用分校と改稱。明治二十年四月一日美用簡易小學校と改稱。この時下蚊屋御机の二村に分校を設置せしかば、美用杉谷の二村を校下となす。

明治二十五年九月一日、美用尋常小學校と改稱。明治二十七年五月大字美用村千九十六番地に新築移轉、明治三十四年二月六日御机、下蚊屋兩分校は獨立して各一校を置く、明治四十一年六月米澤尋常高等小學校の設立せらるゝや、大字杉谷村は該校下となりしかば、目下大字美用村のみを以て校下となし、一學級編制なり。

貝田尋常小學校

明治十四年九月十五日、江尾小學校貝田分校として貝田村に開校、明治二十年六月一日獨立して貝田尋常小學校となり、明治二十一年四月貝田簡易小學校と改稱。明治二十二年十月一日より町村制實施の結果、大字宮市村、大字貝田村を通學區域となす。明治二十五年九月一日貝田尋常小學校と改稱。明治四十一年六月米澤村尋常高等小學校設置せらるゝや、大字宮市村は該校へ通學することとなりしかば、大字貝田村のみを以て今日に至る、現今一學級編制なり。

江尾尋常高等小學校

本校の沿革を按ずるに、明治五年七月學制を發布せられ學區を定め、每區必らず學校を設けざるべからざるに至りしかば、明治六年四月江尾、小江尾、佐川、久連、洲河崎、下安井、貝原、武庫、俣野宮市、助澤、下蚊屋、御机、美用、杉谷、貝田の一宿十五ヶ村を聯合して、第四大學第十七中學區第三百三十三番小學江尾學校を起し、東祥寺を假校舍となして開校すること、なれり。然るに通學不便なるの故を以て、同年五月二十六日俣野、武庫、洲河崎、下安井、貝原は分離し、杉谷、美用、御机下蚊屋、助澤の各村亦同一理由の下に、同年八月分離せしかば、本校は江尾、小江尾、久連、宮市、佐川、貝田の一宿五ヶ村にて維持すること、なれり。

明治七年七月の頃、第四大學區第二十中學區第三百三十五番小學校と改めらる。明治十年十二月校名を江尾小學校と改め、明治十二年九月二十九日發布の教育令により、同十三年十二月の頃第四江尾小學校と改稱せらる。明治十四年九月十五日道路險惡にして、通學困難なりとの理由の下に、貝田村亦分離せしかば、本校は一宿四ヶ村にて維持すること、なりたり。此の頃に至り、國民の教育思想漸く高

まり、寺院の一隅にて甘んぜざるに至り、遂に古建築物を購ひ、現在校の北隅に建て、校舍となす。之れ現今の校地を撰定せし初めなり。明治十六年一月日野郡第四番學區公立江尾小學校と改め、貝田美用、下蚊屋の三校は本校の分校となりたり。

明治十七年七月二十八日吉原校又本校の分校となれり。之れ日野郡の行政區畫を改められ、第四聯合を廢し、第二聯合と第四聯合と合併せられたる結果なりとす。茲に於て校名を第三番學區江尾小學校と改め、江尾、久連、小江尾、宮市、貝田、佐川、美用、御机、助澤、下蚊屋、吉原、大河原大瀧、栃原の一宿十四村を所屬とせらる、明治十九年四月九日學制の改正ありし爲め、明治二十三年一月鳥取縣令第五號を以て、日野郡第三番學區江尾小學校と改め、江尾、久連、佐川、小江尾、宮市の一宿四村を所屬區域とせられ、他の分校は各獨立して簡易科となりたり。明治二十一年四月、鳥取縣令第四十二號を以て、佐川村を分離し、佐川簡易小學校を新設せられたるにより、同年九月二十七日開校、同時に本校に簡易科を併置し、日野郡第三番學區江尾尋常簡易小學校と改む。明治廿二年十月一日町村制實施せられし爲め、同年十二月一日より宮市村は分離して、貝田簡易小學校に屬すること、なれり。明治二十五年六月十日大字江尾宿の一部なる下町部落に分校を設く、之れより先き郡内三部村の人澤田龜市なる者、此の部落に來り、兒童を集めて教授しつありしを、斯くなせしなり。然れども右の分校は同年九月十日同人の辭任と共に遂に閉鎖すること、なれり。同年七月十日第二組合内各小學校生徒學術合同試験の際、時の郡長小山光正、鳥取縣參事官梶川正温氏臨席せられ。學力優等なりし爲め、模範學校として郡長より博物標本一組賞與せらる。同九月六日小學校令改正の爲め、

日野郡江尾尋常小學校と改む。

明治三十四年三月三十一日、日野郡高等小學校解散となりしにより、二學年程の高等科を併置し、上段神社内神樂堂を假校舍となし、四月十二日開校、江尾尋常高等小學校と改稱す。同年四月二十二日假校舍狹隘のため大社教會所を借り入れ之に移る。同年五月三日校舍建築及修繕の受渡をなし、六月十五日工を起し九月二日竣工、同日移轉式を行ふ。同年九月二十日修業年限を四ヶ年に變更す。明治三十八年十二月一日より攻學會を開き、青年教育を開始す。明治三十九年十二月廿二日兩陛下の御眞影を奉戴す、明治四十年度より農商補習學校を附設すると同時に、攻學會を廢止す。明治四十一年小學校令改正のため、尋常小學校を六學年程となし、大正四年十月江尾村縣より表彰を受けし記念事業として、高等科を三年程とす、大正十二年四月佐川尋常小學校を合併して本校の假教室となす、現在尋常八學級高等二學級なり。大正十四年校舍狹隘を告げし爲、大字小江尾地内を下し校舍新築に着手中なり。

元佐川尋常小學校

明治廿一年四月、鳥取縣令第四十二號を以て、佐川村簡易小學校を新設し、江尾尋常校より分離すること、なりしにより、建築の工を起し、其費用は村補助金拾圓、他は佐川村有志者の寄附金とより成り、大字佐川村を以て校下とす。明治二十二年十月一日より、町村制實施の結果、從來根雨原校に通學せる柿原村生徒は、同年十二月より本校に通學すること、なれり。同二十五年十月二日、小學校令改正の爲め、佐川尋常小學校と改稱せられ、學期は三年にして學級は單一なり、同廿七年十二月十九日、江尾村大字久連村字川平近藤鐵山所より兒童通學の便利上、江尾尋常小學校の依託を受け入學せ

しむることなれり。同二十九年十二月二十八日、裁縫科を加設せらる、同三十年四月四年程に改む。明治三十五年川平鐵山所廢止と共に、江尾尋常小學校よりの依託生は自然消滅となる、同三十八年十二月一日より攻學會を開き、青年教育を開始す。

明治三十九年四月五日、明治三十七八年戰役紀念の爲め、杉檜の記念林一反歩を造る、同四十年十二月十一日、佐川農業補習學校を附置し、農閑を利用し、夜間に教授をなす。同年十二月廿四日校舍新築落成式を舉行す。明治四十一年四月一日小學校令改正の結果、五學年程に改む。明治四十二年四月一日六年程となせり。同四月四日日本校生徒の英氣と勤勞の念を養成せんがため、村是により鶏鳴演習會を設置す。同年五月一日日本校生徒の學藝を練習するを目的とし、二葉會を設置し、年二回づ、農閑の時期を利用し開催す。明治四十四年四月學校園設置に着手し、四十五年三月完成せり。而して該園の完成に就ては、時の村長手島義一の指導獎勵と、大字佐川村區長加藤龜次の盡力、及有志の深厚なる同情と、校長山崎茂麿及職員の熱心努力、兒童の勤勞等相俟つて今日あるに至れり。大正十二年四月江尾尋常高等小學校の假教室となる。

明倫尋常高等小學校

明治六年五月二十五日の創立にして、大字武庫村萬福寺を校舍に充て、武庫村、洲河崎村、下安井村貝原村之が校下たり。同年十月三十日第三中學區第五十八番小學區と稱せらる。同七年三月第四大學區第十七番中學區第二百二十六番小學と改稱せらる。同九年二月二十七日第四大學區第二十中學區第三百三十一番小學區と改めらる。同十二年九月教育令發布により、學區の號を廢せらる。同十三年十二

月洲河崎村字上の廢社地に校舍を建築して移轉し、洲河崎小學校と改稱す。同年武庫支校を武庫字寺廻り民有の長屋一棟を借受け之に充て開校し、武庫村貝原村を以て支校の校下となす。同十五年九月本縣第百號を以て、洲河崎、下安井、貝原、武庫、俣野を五番學區と定められ、武庫支校を洲河崎小學校武庫支校と改稱し、次て俣野村字山崎にありし共有倉庫を以て校舍に充て、同年九月十五日洲河崎小學校俣野分校として開校す。同十九年四月二十九日、勅令第十四號を以て小學校令を發布せられ越て同二十年一月三十一日小學校位置區域を左の如く定めらる。

洲河崎簡易科小學校

(洲河崎村、下安井村)

武庫簡易科小學校

(武庫村、貝原村)

但俣野は分區内

同二十三年十月六日勅令第二百十五號を以て、小學校令改正の結果、洲河崎、武庫、兩簡易小學校を洲河崎校に併せ、同時に洲河崎尋常小學校と改稱し、校下を洲河崎村、下安井村、武庫村とせり。同三十年十月三日武庫村現今の地に移轉せり。同三十六年四月裁縫科を設け裁縫教室を建設す。同四十二年四月兒童數増加の爲め二學級に編制す。同四十年四月教育令改正せられ、義務教育六ヶ年となる。

同四十二年九月一教室及教員宿直室を増築す。爾來兒童數益々増加せる爲め明治四十四年四月三學級に編制せらる。高等科は以前は日野郡高等小學校に通學せしが、後明治三十年三月に至り、同校は解散となり郡内各所に高等科を設けらるゝに至れり。本村は根雨町日野村と共に學校組合を設け、元日野郡高等小學校の校舍を譲り受けて開校し、以

て大正五年三月に至れり。然るに此の年に至り、又々學校組合解散せられしを以て、同年四月本校に高等科（二年程）を併置し、四學級に編制す。大正五年高等科併置のため、校舍狹隘となりしを以て元日野高等小學校の建物の一部を買ひ受け、控所教員室裁縫室に充て、且つ之が渡廊下を増築し、屋外體操場を新設せり。現在尋常三學級高等一學級なり。

俣野尋常小學校

明治五年八月頒布の學制に基き、明治六年五月二十五日第三番中學區第五十九番小學區俣野小學校と稱し、俣野村源泉寺に開校、俣野村を校下となす。明治七年二月第四大學區第十七番中學區第百二十七番小學區となる。明治九年二月第四大學區第二十番中學區第百三十二番學區となる。

明治十一年字山崎にありし共同倉庫を修繕し校舍に充て、同年九月十九日移轉。明治十二年九月學區稱號を廢し、公立俣野小學校と改稱。明治十五年九月鳥取縣甲第百六號を以て學區制定、日野郡第五學區に編入、洲河崎小學校俣野分校と改稱。明治十七年七月鳥取縣甲第八十五號を以て、日野郡第五番學區に改めらる。

明治十八年二月七日、字山崎五百八十四番廢社地反別三畝廿二歩無料使用の許可を受け、増築の工を起し、同年十二月十一日移轉式をなし、明治十九年八月五日願に依り廢社地を下附せらる。明治二十年一月鳥取縣令第三號を以て日野郡第三尋常小學區俣野簡易小學校と改稱。同年五月俣野尋常小學校と改稱。明治二十一年四月俣野簡易小學校と改稱。明治二十三年四月字宮ノ下千八百七十六番廢社地一反歩を該校附屬地として下渡さる。明治二十五年九月尋常小學校と改む。明治二十九年五月二十三

日増築の工を起し、八月十四日落成式を挙げ、同年六月十日修築年限を四ヶ年に改め、六月十九日裁縫科を設置、明治三十五年一月十八日より冬期間奥部落に假分教場を設く。明治四十年一月十二日二年程の實業補習學校を併置することとなりしも、二年程の高等小學校に變更、五月八日認可、明治四十一年四月教育令改正に伴ひ、義務教育年限延長せられしを以て、高等小學校を廢し、六年程の尋常小學校に改む。現今二學級編制なり。

根雨尋常高等小學校

明治五年發布の學制に基き、根雨宿延曆寺の本堂を校舍に充用し、同六年六月十一日開校根雨學校と稱し、第四大學區第三中學區に屬せり。當時の學科は單語篇、御高札、學問のすゝめ、世界國畫等に於て、通學區域は高尾、根雨、三谷の一宿二村なりし。明治八年六月二十六日根雨町下町大火の節、延曆寺も亦類焼の厄に罹りしを以て、徳本政一郎梅林清人の奥座敷を借り假校舍とす。

明治九年有志相謀り、當時の管轄廳に請ふに官金拜借の事を以てす。縣其請を容れしを以て、根雨宿近藤喜八郎、飛田丈五郎、貝原村生田喜平治、高尾村鷺見忠吉の五氏は、自己所有地を擔保となし十五ヶ年賦を以て官金參百五拾圓を借入れ、且つ近藤喜八郎は金百圓を近藤益藏（當時の戸長にし）は金拾圓を建築費に寄附するあり、こゝに建築資金を得たるを以て、根雨宿字町後口六百七十六番の二に新築をなし、生徒を收容す、是より先き中學區の稱は、第十七學區と改められしが、同年更に第四大學區第二十中學區第百三十八小學區と改めらる。明治十五年九月二十八日第五番學區根雨小學校と改稱せられ、同時に金持小學校、板井原小學校、濁谷小學校は悉く本校の分校と爲る。明治十七年十月十

一日裁縫科を加設す。明治十八年十二月二十八日鳥取縣甲第七十號を以て本郷小學校及同校の分校たりし野田、榎市の二校を本校の分校と改めらる。明治二十年一月三十一日鳥取縣令第五號を以て、日野郡第四番學區に編入し、根雨尋常小學校とし、所屬村を根雨宿、三谷村、高尾村の一宿二村とせらる、同時に修業年間に四ヶ年とし、二學級に編成せり。同年五月二十七日鳥取縣令第八十二號を以て野田村及金持村の簡易科を廢し、本校に合併せられし結果、所屬區域に金持村、野田村、舟場村、津地村の四ヶ村を加ふ。

明治二十一年校舎の増築に着手、同年七月二十一日落成式を舉ぐ。明治二十三年三月二十六日鳥取縣令第三十五號を以て、日野郡第九番學區に編入せられ、所屬區域を根雨村(大字板井原宿を除く)とす、明治三十年九月十日大字根雨宿字柿の田二百五番の二に新築の工を起し、同三十七年五月十六日落成。明治三十八年十二月より攻學會を開設す。明治四十年勅令第五十二號を以て小學校令の改正と共に、義務教育年限を六年に改められ、同四十一年より實施の結果、校舎の狹隘を感ずるに至りしかば、同四十三年三月一日増築に着手し、同年九月三十日竣工。同年十一月三十日落成式を舉ぐ。

大正五年四月日野高等小學校を廢し、根雨尋常小學校に併置、根雨尋常高等小學校と改稱し、大正九年六月實科高等女學校を併置す。校舎狹隘を告げたるを以て、大正十一年元の高等小學校敷地を擴張し、正面に五間半に三十四間の二階建一棟、及北方に七間に十三間の雨中體操場兼講堂一棟を建設し、南方に舊尋常小學校舎二棟を移轉接續、五間に三十四間のもの一棟を建設、校庭面積約三段歩、小學校八學級、女學校二學級を收容す。本校は普通教室の外、唱歌、作法、圖畫、手工、家事、理科等の特

別室あり。殊に理科室に於ける近藤壽一郎寄贈に係る理化學器械の標本(約六千圓)は、縣下稀に見るの設備たり。

眞住尋常小學校

明治五年五月發布の學制に基き、同六年九月濁谷村龍福寺本堂を以て校舎に充用し、濁谷學校と命名開校し、濁谷、秋繩、門谷、三土の四村を通學區域となせり。明治十六年濁谷村字代ノ原千二百五十八番地に校舎を新築移轉せり。同年根雨小學校の分校となる。明治二十年一月三十一日鳥取縣令第五號を以て、日野郡第四番學區に編入し、濁谷簡易小學校と改稱せらる。明治二十三年三月二十六日鳥取縣令第三十五號を以て、日野郡第九番學區に編入せられ、同二十五年七月濁谷尋常小學校と改稱し修業年限を三ヶ年とす。明治二十四年校舎を増築す、明治二十九年四月より修業年限を四ヶ年に改む。同年八月十七日裁縫科を加設し、明治三十四年四月體操科を必須科とす。同年八月より唱歌科を加設す。明治三十八年十二月より攻學會を開設す。明治四十年二月農業補習學校を附設し、同時に攻學會を廢止す。明治四十一年三月三十一日農業補習學校を廢す。同年四月五學年程に改む。明治四十二年四月一日より二學級に編成す。同年十二月より再び攻學會を開設す。明治四十三年濁谷村字寄安千百四十九番二の地を相し、校舎新築並に移轉の工を起し、同年十月一日落成式を舉げ、眞住尋常小學校と改稱、現在六學年二學級制なり。

板井原尋常小學校

明治五年五月發布の學制に基き、同六年開校、板井原學校と稱せり。明治十五年九月二十八日根雨小

學校の分校となる。明治二十年一月三十一日鳥取縣令第五號を以て日野郡第四番學區に編入し、板井原簡易小學校と改稱し、所屬を板井原宿とせらる。明治二十三年三月二十六日鳥取縣令第三十五號を以て、日野郡第九番學區に編入せられ、同二十五年七月二十五日板井原尋常小學校と改稱。明治二十八年四月十日増築落成。明治三十八年四月一日農林補習學校加設。同四十年四月一日二ヶ年程の高等科を併置。明治四十一年三月三十一日農林補習學校を廢し、同年四月一日尋常小學校とす、六學年單級制なり。

渡尋常小學校

明治六年學制の發布せらるゝや、今の本郷、榎市、小原、奥別所、下榎、安原の六大字を以て通學區域となし、光明寺を校舍に充て開校せり。同十一年十二月本郷小學校と改稱。同十二年六月本郷村字横畑に在りし凶荒豫備糧倉庫を改造して校舍と爲せり。同十三年九月榎市、小原、奥別所の三村は分離して、榎市小學校を設置す。

榎市小學校は明治十三年九月榎市村佐藏里美の宅を假校舍として開校、翌十四年榎市村字中門に校舍を新築す、同二十五年十月小學校令の改正に依り廢校となる。

榎市小學校の分立と共に、該校下は本郷、安原、下榎の三ヶ村となれり。同二十年學制の改正に伴ひ本郷簡易小學校と改稱。同二十一年下榎、安原の二村は分離し、下榎簡易小學校を設置す。

下榎簡易小學校は、明治二十一年下榎村に開校し、同二十三年野田簡易小學校の分教場となり、同二十五年十月安井尋常小學校に合併せらる。

加此前後二回に五村分離せし爲め、唯本郷村のみの通學區域となれり。明治二十五年大字本郷村字才の木田に移轉す。同年十月小學校令の改正により、渡尋常小學校と改稱し、渡村を通學區域となせり。明治三十九年一月農業補習學校を附設せらる。明治四十一年小學校令の改正あり、義務育年限を六ヶ年に延長せられし爲め、就學兒童數頓に増加し、校舍の狹隘を告ぐるに至りたるを以て、同四十三年校地を變更し、新築及移築の工に着手し、費用貳千參百五十七圓を要し、同年十月七日落成式を舉ぐ現在の校舍即ち之れなり。同四十四年二學級に編制、現今三學級なり。

安井尋常小學校

明治二十三年九月野田簡易小學校を開く。是れより先き明治二十一年下榎、安原の二村は本郷校より分離して、下榎簡易小學校を創設せしも、二十三年野田簡易小學校の開校せらるゝや、該校の分教場となる。明治二十五年安井尋常小學校を大字津地村に建築するや、野田簡易小學校を廢し、下榎分教場を合併し、安井村を以て通學區域となせり。同二十八年大字下榎村原組の爲め、特に分教場を開きしも、翌二十九年四月に至り本校に合併せり。明治三十九年一月農業補習學校を附設せり。明治四十一年小學校令の改正ありて、義務教育年限を六ヶ年に延長せられし爲め、學齡兒童頓に増加せしを以て、明治四十二年度より二學級に編制し、校舍亦狹隘を告ぐるに至りたるを以て、同年五月増築の工を起し、工費千七百九拾四圓を要し、同年十月七日落成式を舉げたり、現在の校舍即ち之れにして、三學級編成となる。

黒坂尋常高等小學校

明治六年黒坂宿に於て開校、黒坂校と稱し、黒坂、下菅、小河内を通學區域とせり。明治十三年一月黒坂小學校と改稱、明治十六年福長、上菅、久住の三校を本校の分校とせらる。明治二十年一月鳥取縣令第五號を以て、日野郡第六番學區に編入し、黒坂宿、下黒坂村、下菅村、中畑村、小河内村を所屬となし、學校位置を黒坂宿に定め、黒坂尋常小學校と改められ、同時に各分校は獨立して簡易小學校となる。明治二十三年三月鳥取縣令第十五號を以て、日野郡第十一番學區に編入せらる。明治三十年十月二十四日高等小學校を併置し、黒坂尋常高等小學校と改稱、明治三十五年七月十日黒坂宿字屋敷新築の校舎に移轉。明治四十年五月高等を二ヶ年に短縮して一、二年とし同時に實業補習學校を附設し、明治四十一年四月高等科を廢止す。明治四十二年一月十八日、柴田多三郎屋外體操場として校地に接續せる字三軒屋廻り千五百六十番ノ二田反別九畝十六歩、同字千五百六十五番宅地、反別三畝十三歩計一反二畝二十九歩を寄附せり、爰に於て運動場稍々見るに至れり。

同年三月三十一日實業補習學校を廢し、同年四月一日より修業年限二ヶ年の高等小學校を併置し、大正五年九月二教室を増築し、大正十二年七月二階建の校舎同年十二月講堂兼體操場一棟何れも新築し、同時に運動場の擴張を行ひ、大正十三年五月御眞影奉藏庫を設置す。現在尋常七學級高等二學級なり

菅福尋常小學校

明治六年十二月十五日上菅村に於て開校、上菅校と稱し、上菅村、荒神原村、猶原村、印賀原村、粟谷村、井原村を通學區域とせり。明治十三年一月上菅小學校と改稱、明治十五年五月福長村に分校を設け、福長村を其通學區域とせらる、や、本校は上菅村のみを通學區域となせり。明治十六年四月黒

坂小學校の分校となる。明治二十年一月鳥取縣令第五號を以て、日野郡第六番學區に編入し、福長村上菅村を所屬となし、學校位置を福永村に定め、福長簡易小學校と改められ、同時に上菅校は廢校となれり。明治二十三年三月鳥取縣令第三十五號を以て、日野郡第十一番學區に編入せられ、同年十月六日福長尋常小學校と改稱、明治二十四年十月鳥取縣令第六十四號を以て學校位置を大字上菅村に改定せらる。明治二十六年十二月一日大字上菅村字桑の木原新築校舎に移轉す。明治四十一年四月より義務教育年限を六年に延長せられたる爲め、校舎狹隘を告ぐるに至りしを以て、有志者間に於て改築の議あるに際し、柴田多三郎は校舎敷地として、大字上菅村字内原七百三十五番同字七百三十六番の畑地反別一反四畝九歩を寄附せしを以て、明治四十三年四月一日新築の工を起し、工費金千七百圓を要し、同四十三年九月二十九日落成移轉せり。明治四十四年二月十六日本校敷地として、柴田多三郎より大字上菅村畦高五百六十四番の田反別二畝十三歩を寄附せり。大正十四年七月二十六日二階建の校舎一棟を増築す。現在三學級なり。

久住分教場

明治八年三月黒坂小學校の分校として、久住村に開校し、同村を通學區域とせり。明治十三年一月黒坂小學校の支校となる。明治十六年四月黒坂小學校の分校となる。明治二十年一月鳥取縣令第五號を以て、日野郡第六番學區に編入し、久住村を所屬となし、久住簡易小學校と改めらる。明治二十三年三月鳥取縣令第三十五號を以て、日野郡第十一番學區に編入せられ、黒坂尋常小學校の分教場となり、以て今日に至る。一學級なり。

石見尋常高等小學校

大正三年九月神戸上、下石見二校の高等科を統一して、中石見校に高等科を併置し、校舎を宇友廣に移轉し、中石見尋常高等小學校と改稱す。其後時勢の進運に伴ひ校舎の狹隘を感じ新築の議起るや、大正十二年四月四校を統一して、これを石見尋常高等小學校と稱し、東西の二教場を置き一校長を以つて之れを統べしむることとなり、新築校舎竣工の日まで、當分花口、神戸上、中石見、下石見の四校舎を何れも假校舎として使用する。今や其の建築土工に着手し、大に其の設備を完からしめんと努力しつゝあり。左に統一せらるゝ以前の各學校の沿革を示さん。

元花口尋常小學校

本校は明治七年六月の創立にして、第四大學區第二十中學區に屬し、第四百四十七番花口小學校と稱したりしが、明治十三年十二月廿八日、大字上石見村に在りし公立駒崎小學校に屬して、同校の分校となり、明治十九年勅令第十四號により修業年限を三ヶ年程となし、花口簡易小學校と改稱、同十三年勅令第二百十五號に基き、明治廿五年十月修業年限を四ヶ年程となし、花口尋常小學校と改稱、明治四十年勅令第五十三號に基き、明治四十一年四月一日より單級編制、修業年限六ヶ年程に改正し、同十三年四月單級編制を改め二學級となし、大正十二年四月石見尋常高等小學校に統一せられ假校舎となる。現今は一學級なり。

元神戸上尋常高等小學校

本校は明治七年六月十日の創立に係る、其當時相見壽雄臨時雇の名義を以て奉職し、學區取締を兼ね

銳意創業の任に當らる。爾來教育制度の改正及行政區劃の變更等に因り、幾多の變遷を経たり。明治十三年十二月小學校令改正により、大字上石見村にありし公立駒崎小學校の分校となり、當時中等科以上の生徒は之れを本校に收容せらる。明治二十年四月一日神戸上簡易小學校を改稱す。創立以來校舎の設けなく、或は寺院に或は民家に或は倉庫に移轉し、職員の交迭亦頻繁、從て教育の進歩を妨げたること多かりしが、明治二十四年校舎を建築し、之れに移轉せり。

明治二十五年學令の改正に基き、同年十月十日簡易科の稱を廢し、神戸上尋常小學校と改稱し、同年裁縫科を加設せり。其後向學心の發達せると、就學督責の嚴なることにより、生徒數漸次増加せしを以て、明治二十八年校舎の増築をなし、同三十一年に至りては、珠福寺の一室を借り受け、教室に充つるに至れり。明治三十四年校舎を新築し、同年四月一日より三學年程度の高等科を併置し、神戸上尋常高等小學校と改稱、大正三年九月に至る。本校下は尋常科に在りては、大字神戸上村、高等科に在りては、大字花口村、大字神戸上村、大字上石見村の三大字とす。大正三年九月中石見校に高等科を併置し本校高等科を廢す、大正十二年四月統一せられ、石見尋常高等小學校の假校舎となる。

元中石見尋常高等小學校

本校は明治六年六月六日の創立に係る。當時大字上石見村字河原の上に、三百二十一番次一に校舎を建設して、教授を開始せり。明治十三年十二月二十八日、學令の改正により、花口小學校及神戸上小學校、下石見小學校を本校に屬せしめ、以上三校は當校の分校となり、當時の學制による中等科以上の生徒は、總て收容教授することとなりしが、越て明治十九年勅令第十四號に依り、各分校は獨立し

て簡易小學校となり、當校も亦修業年限三ヶ年程の簡易小學校となる、後校舎を大字中石見村字鑄物屋に新築し、以て移轉す。其後學令の改正により、明治二十五年十月修業年限を四ヶ年程となし、中石見尋常小學校と改稱。明治四十年勅令第五十三號に基き、明治四十一年四月一日より六學年程となし、二學級に編制、大正三年九月神戸上、下石見二校の高等科を統一し本校に高等科を置き、中石見尋常高等小學校と稱す。

元下石見尋常高等小學校

本校は明治六年六月十日の創立にして、當時は大字下石見村杠司の居宅を借受け校舎に充て、下石見小學校と稱し、大字下石見村大字三吉村を以て校下と定め開校せり。明治八年大字中石見村の内、银山、是次、宗金を本校下に加へ、大字三吉村龍福寺に移轉す、明治十年大字下石見村に在りし藩政中年貢米の集積倉庫たりし一棟は、教員住宅として使用せり。當時の校地は廣濶にして周圍に塀及柵を廻らし、正面に門を備へたりき。明治十三年八月四日、市場部落火災の際、類焼の厄に罹り、烏有に歸せり。依て大字下石見村中村定平居宅を借り受け、假校舎として教授を開始せり。同年十二月大字上石見村に在りし公立駒崎小學校の分校となる。後亦大字下石見村古都六郎居宅を借受け移轉せり。明治十九年九月暴風の爲め、校舎倒壊せしを以て、大字下石見村佐伯吉藏居宅を借受け、假校舎と定め教授を開始し、明治二十四年四月一日下石見村簡易小學校と改稱。明治二十一年一月十二日白根儀平居宅を借り受け移轉す。明治廿二年十一月大字下石見村字市場内田直八所有の土地を借受け校地と定め、校舎を新築し移轉せり。明治二十五年十月十日修業年限を四年と改め、同年七月十九日裁縫

科を加設す。

明治二十九年八月十八日暴風の爲め、校舎再び倒壊の厄に罹りたるを以て、大字下石見村矢田貝太平居宅を借受け、假校舎として教授を開始し、明治三十年十一月十三日、大字下石見村字市場なる内田幾次郎所有の田地を借受け校地と定め、校舎を新築して移轉せしが、校地狹隘なりしを以て、明治三十四年四月更に同人所有土地百六十四坪を借受け擴張し、同年四月一日高等科を併置し、下石見尋常高等小學校と改稱せり。當時生徒控所を以て教室に充てしも、校舎狹隘なるを以て、高等科は同所白根瀧太郎居宅を借受け教室となしたりしが、明治三十五年十月校舎の増築工事成り、現校舎に收容し以て現今に至る。而して尋常科に屬する校下は、従前と異動なく、高等科は大字下石見村大字三吉村大字中石見村の三大字とす。

大正三年九月中石見村に高等科を併置し、本校高等科を廢す、大正十二年四月石見村全部の小學校統一せられ、本校は石見尋常高等小學校の假校舎となる。

福塚尋常高等小學校

明治七年八月第十七番學區宮田小學校と稱し、自照寺を借受け校舎に充用し、同十年三月中野村字金場に在りし凶荒豫備糧倉庫に移轉し、間もなく同所立協義考の家屋に移り、尋て田邊益穂、伊達近藏等の家屋に轉じ、明治十九年一月福塚村兒玉幸太郎の家屋を充用したり。而して當時は中石見村なる駒崎小學校の友校として、監督を受けたり、明治二十年四月學制の改正に伴ひ、各校獨立するや、該校は福塚簡易小學校と改稱せられたり。明治二十二年字高代に新築の工を起し、同二十三年十月落成

移轉せり。同二十四年學制改正の結果、二十五年四月一日より福塚尋常小學校と改稱、同二十九年より裁縫科を加設す。

同三十四年四月一日、三十三年勅令第三百四十四號に據り補習科を加設し、青年の補習教育に便せしめ、同四十年四月十五日三學年程の高等科を併置すると同時に、既設の補習科を廢し、二學級に編制せり。同年九月二十九日補習學校併置の件認可あり、明治四十一年四月一日より義務教育年限を六年に延長せられしを以て、既設の高等科を二學年に改めたり。而して兒童の増加は校舎の狹隘を告ぐるに至りしを以て、明治四十一年同大字藥師に新築の工を起し、同四十二年一月一日落成式を舉ぐ、現在の校舎即ち之れなり。同四十二年四月三學級に編制し、現今は四學級となる。

豊榮尋常小學校

明治七年八月十日創設し、敬勝小學校と稱へ來りしが、明治二十年四月學制改正の際、豊榮簡易小學校と改稱、同二十四年學制改正の結果、二十五年四月一日より豊榮尋常小學校と改む。然るに校舎狹隘を告ぐるに至りしを以て、同二十六年三月校舎を新築す。明治二十九年裁縫科を加設す。同三十四年四月一日、三十三年發布の勅令第三百四十四號に據り、補習科を加設し、青年の補習教育に便せしめ、同四十年四月補習科を廢し、同年九月二十五日補習學校を併置せり。

然るに年次兒童數増加し、且つ四十一年四月一日より義務教育年限を六年に延長せられしを以て、同四十二年四月二學級に編制せり、同年八月校舎を新築し、同年九月三日移轉せり。現今の校舎即ち之れにして一學級なり。

大正尋常高等小學校

大正三年三月宮内矢戸霞の一高三尋常小學校を合併し大字三榮村に校舎を建築し大正尋常高等小學校と改稱す尋常科河上分教場を含む七學級高等科二學級なり。

元宮内高等小學校

宮内村大字宮内村に在り、明治三十四年七月十九日四ヶ年程の高等小學校設置のことを決定し、同年九月二日倉光千代太郎所有の養蠶室を假校舎として開校せり。明治三十四年十一月校舎建築工事に着手し、翌三十五年五月完成せしを以て、同年五月九日新校舎に移轉す。明治四十年四月更に三ヶ年程の農林補習學校を附設せしが、翌四十一年四月高等小學校を廢し、農林補習學校のみとせり。

明治四十四年六月農林補習學校を廢し、新に二ヶ年程の高等小學校を設置し、更に一ヶ年程の農林補習學校を附設す。

元霞尋常小學校

霞村大字霞村に在り、明治六年六月の創立に係り、霞學校と稱し、第四大學區第二十中學區第四百四十七番小學たり。初め大字霞村字平畑に在り、明治十五年九月日野郡第十三番學區矢戸小學校の分校となれり。同十九年四月又獨立して霞簡易小學校となる。此際生山學校廢せられて本校に合す。同二十五年四月尋常小學校となり、同二十九年校舎新築落成に付移轉す。同四十一年四月より修業年限を六年とす、同四十二年十月三十日校舎教室増築落成せり。

元矢戸尋常小學校

宮内村大字矢戸村に在り、明治六年十月十日村尾村（現今大字三榮村）に創設、村尾學校と稱せしが、明治十年矢戸村に移轉し、矢戸小學校と改稱せり。同十五年九月廿八日矢戸小學校を本校とし、河上、宮内、霞、生山の四校を其分校とす。明治十六年十一月三十日校舍新築落成せり。同十九年四月矢戸尋常小學校と改稱し、簡易小學校を附設せらる。

同二十三年十月附設の矢戸簡易小學校を廢せらる。同二十九年八月二十六日校舍新築落成移轉せり。

元宮内尋常小學校

宮内村大字宮内村に在り、明治六年六月創立、同二十一年十一月十三日簡易科を廢し四ヶ年程の尋常小學校を置く。同二十七年二月校舍火災に罹り焼失せしを以て、翌二十八年新築の工を起し、同年七月落成を告げ、同月十四日新築落成式を舉ぐ、明治四十一年學制改革と共に六ヶ年程の尋常小學校となる。

河上尋常小學校

宮内村大字河上村に在り、明治六年の創立に係り、教育制度に幾多の變遷を重ねて、明治二十二年六月現今の校舍を建築し、同二十五年十月簡易科を改め、河上尋常小學校となし、明治三十一年四ヶ年程に改正、更に學制改革に依り明治四十一年六ヶ年となる。明治三十年校舍に修繕を加へ、更に教員住室及裁縫室を設けたり。大正三年三月大正尋常高等小學校の分教場となる。一學級なり。

多里尋常高等小學校

本校は明治五年學制令により、明治六年六月八日開校し、第三中學區（番號不詳）小學多里學校と稱し、聯

合町村八ヶ村則ち上萩山村、萩原村、河本村、湯谷村、新屋村、中園村、野組村、多里宿は其の校下たり。明治七年三月十日上萩山村に支校を置く、蓋し道遠く積雪多く通學に不便なりしを以てなり。

明治九年第四大學區第廿中學區第百五十六番小學多里學校と改稱せられたり。

明治十年五月新屋村、中園村、野組村を合して新屋村とし、河本、湯谷村を合して、湯河村とし、本校下は四ヶ村となれり。明治十二年教育令により、學區稱號を廢せられ、爾後多里小學校と稱するに至る。明治十五年本縣甲第六號布達を以て、小學區域を定められ、聯合町村五ヶ村を校下として、本校を多里宿に置き、第十六番學區多里小學校と稱したり。明治十六年二月一日新屋分校を置きしも翌年之を廢せり。

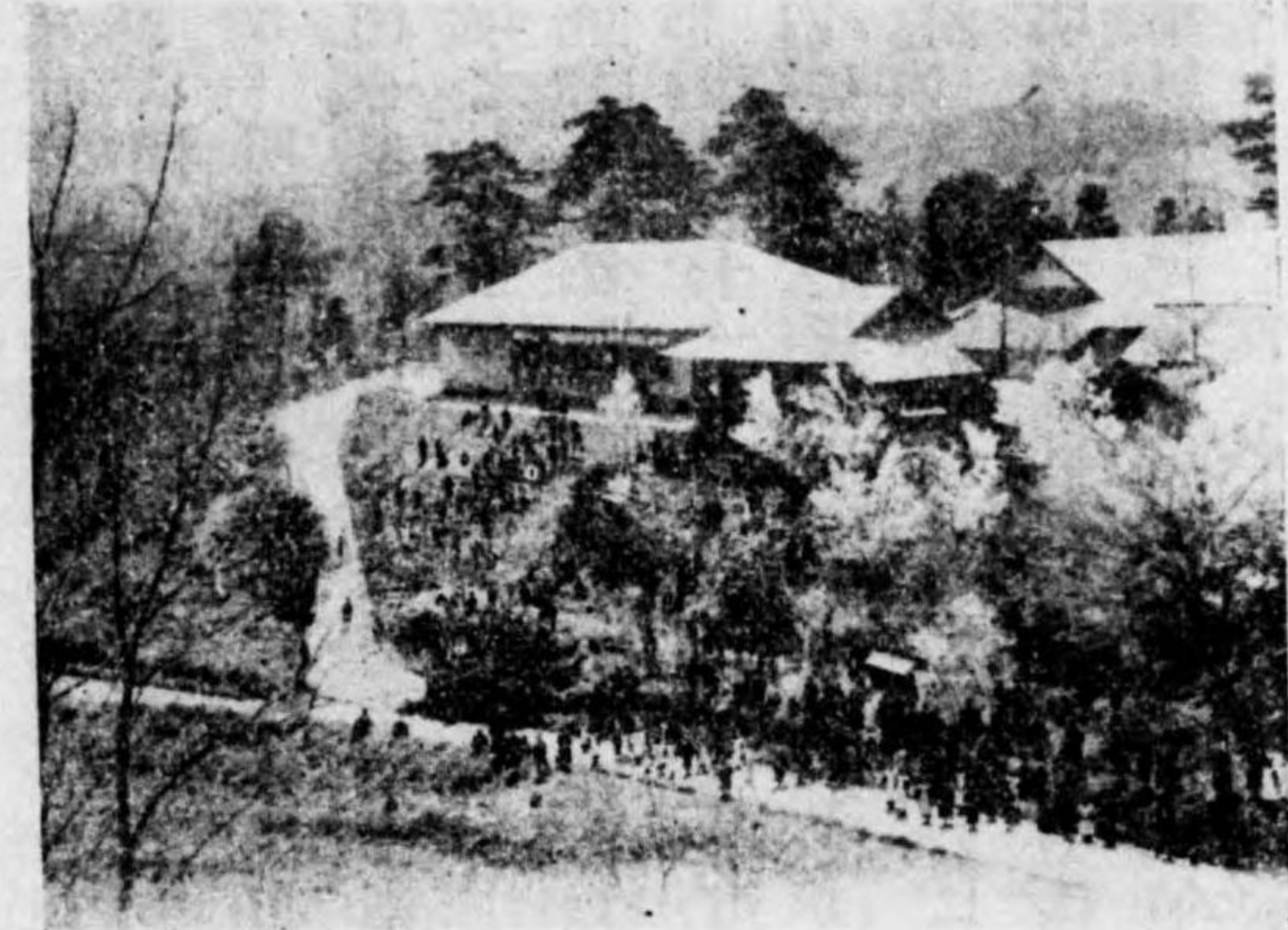
校舍は最初多里宿常福寺を借り受けて之に充て、明治八年に至る。同年都合を以て同宿淨番寺に移轉す。後明治十一年多里宿地内字下町前側四百五番地油屋小路の民家を買入れ之に移る。敷地坪數五十九坪なり。上萩山分校及新屋分校は民家を借入れたりしが、萩山分校は明治十五年十一月入澤格治の寄附による建家を以て之に充つるに至る。次で明治二十年多里宿上町に新校舍を新築移轉せしが、更に明治三十六年多里櫻ヶ瀬に新築移轉す。明治三十七年高等科を併置し、本校は尋常科六學級高等科一學級とし、分教場は一學級（一年より四年迄）とす。大正九年四月九日實業補習學校を附設す。大正十二年十二月現在の地に新築移轉し今日に至る。現在の學級數高等二學級尋常六學級外に分教場一學級なり。

山上尋常小學校

明治六年六月八日、笠木村字足羽二百四十九番に在る住宅を神官内藤政行より借入れ開校、日谷校と稱せり。明治八年の頃笠木村字渡り上り二百七十七番地に在る高橋治太郎の住宅に移る、明治十年

頃茶屋村は通學不便の故を以て該校より分離し、茶屋村字堂ノ前千八百七番地北垣治平の住宅を借り開校せり。茶屋校即ち之れなり。

其後再三笠木村内藤政行の宅に復し、同十一年頃より笠木村字足羽二百二十五番地に在る、犬島治四郎所有の宅に、同十五年頃より笠木村字庄川尻七百九十六番二地妹尾正治所有の住宅に移れり。



山 上 小 學 校

明治十七年民家の代用に不便を感じ、時の戸長佐伯益一郎並學務委員等率先誘掖して、校舎の新築を企てたり。之より先き時の戸長妹尾榮藏の時代に官倉の拂下げとなり居りしものありしかば、之を二分して茶屋並に笠木の兩村に校舎を建築し、茶屋なるは同村字御藏屋敷二千百十四番地に、笠木なるは同村字竹ノ鼻九百三十八番地に、校地を定め修築せり。明治十九年學制改正せられ、同二十年鳥取縣令第五號を以て學校設置區域を定められしかば、共に日野郡第九番學區に編入せられ、笠木尋常小學校茶屋簡易小學校と改稱。明治二十三年三月、鳥取縣令第三十五號を以て尋常小學校設置

區域及學校位置の改正せらるゝや、日野郡第十四番學區に編入し、兩校共尋常小學校と改稱、明治三十年三月三十一日兩校を廢し、山上尋常小學校と改め、大字笠木村字家ノ空三百四番二地に新築することとなり、同年九月十九日竣工落成の式を擧ぐ。同三十一年二學年程の補習科を置く。

明治三十三年村長妹尾正治は、日野郡二部村外二十八村組合にて、郡内根雨村大字根雨宿に設置せる日野高等小學校組合より分離し、該校に、同年十月一日高等科を設置し、同時に補習科を廢し、山上尋常高等小學校と改む。明治三十四年五月青年會員の出夫により、約四畝歩の運動場を設く。同三十五年有志の寄附金により、室内體操場を建築す。同三十八年明治三十七八年事件の紀念として、工費六百拾八圓を投じ教室を増築し、同年六月兒童の父兄一人宛の出夫を以て山地を開らき、運動場一反餘歩を擴張し、ついで約八畝歩の果樹園を設けたり。同年十月一日鳥取縣訓令第五十五號發布により、従前より開設の夜學會を攻學會に改む。

明治四十一年十二月一日實業補習學校設立、同時に攻學會を廢す。同年三月十九日 御眞影を奉載し明治四十三年十月二十五日運動場正面高地に奉藏庫を設く、明治四十五年三月山上福万來兩校を廢し合併して一校とし、元福万來校を分教場となす、同年五月一日一年程の高等補習科を設く。大正六年四月高等科を廢し農業補習學校とし、本科別科に分つ、本科は通年制を取り、別科は季節教授とす、本科は尋常卒業以上の者を容れ、別科は本科に入る能はざるものを入る。大正八年八月縦十三間半横六間の校堂兼體操場を建築す。大正十年六月二百米直線コース開拓を計劃し、九月竣工す。現在尋常五學級外に分教場一學級及農業補習學校二學級なり。

福万來分教場

明治六年十一月二十五日、長樂寺本堂の一部を借り、校舎に充用して開校式を擧ぐ。明治十二年七月
 現今の地即大字福万來村字二部鱧原千五百八十七
千五百八十八
千五百八十九番地に校舎新築の工を起し、同年十月移轉せり。同年
 笠木小學校に附屬し、福万來分校と改稱。

明治二十三年三月鳥取縣令第三十五號を以て、尋常小學校設置區域及學校位置の改正により、福万來
 尋常小學校と改稱。同廿八年校舎新築の工を起し、翌二十九年四月落成移轉の式を擧ぐ。同三十四年
 二月二階建一棟を新築し、裁縫室、生徒控所、教員住宅に充つ。

同三十八年十月鳥取縣訓令第五十五號により、従前の夜學會を攻學會に改む。同四十二年十月大字福
 萬來村字鱧原道下る千五百四十番畑一畝十八歩、字二部鱧原千五百九十番宅地二十九歩、及家屋を購
 入し教員住宅及學校園に充用せり。

明治四十五年三月廢校、山上小學校と合併、現今一學級の分教場とす。

阿毘縁尋常高等小學校

明治五年七月大政官第二百十四號を以て教育令發布せられしを以て、同六年六月十二日第五大學區第
 三中學區第三十一番小學阿毘縁小學として、下阿毘縁村に開校。同八年十二月二十八日、上阿毘縁村
 に第七番中學區第百五十六番小學上阿毘縁小學を木下秀持家に開校。同十三年五月一日阿毘縁村大菅
 部落に上阿毘縁小學校の支校を設く。明治二十年一月鳥取縣令第五號を以て、尋常小學校設置區域位
 置等定めらるゝや、日野郡第八番學區として下阿毘縁村及阿毘縁村の内字大菅に各簡易科を設置する

こと、なれり。同二十三年三月鳥取縣令第三十五號を以て、前記縣令第五號を改正せられ、日野郡第
 十三番學區とし、學校位置を、阿毘縁村及阿毘縁の内小字大菅に指定せらる。同二十四年八月鳥取縣
 令第五十三號を以て、日野郡第十三番學區學校位置を大字阿毘縁村に改定せられしかば、一村の兒童
 を一校に收容して教育すること、なれり。

同二十五年大字阿毘縁村字馬の脊千二百五十一番の三に新築の工を起し、同年十月十五日落成せしを
 以て、移轉開校せり。同二十九年四月一日阿毘縁尋常小學校と改稱し、二學級を編制す。

爾後時勢の進運に伴ひ校舎狹隘を告ぐるに至りしかば、明治三十三年四月縦七間横三間半の二階建校
 舎及附屬建物を増築せり。明治三十四年四月一日より二ヶ年程の高等科を併置し、阿毘縁尋常高等小
 學校と改稱し三學級となす。同三十五年四月一日高等科を四ヶ年程となす。同三十六年四月一日高等
 科に農業科を加設す。同三十八年四月六日卒業生の寄附にかゝる桃、苹果苗木を栽植し、果樹園五畝
 歩を設く同三十九年四月二十日卒業生の寄附にかゝる桃、苹果苗木を栽植し、前記果樹園を擴張す。

明治四十年四月一日より高等科を二學級に編制す。同年五月十日校旗を制定す。
 明治四十一年三月二十七日 御眞影を下賜せらる。同年四月二十一日鳥取縣農事試験場より桃、梨の
 苗木を下附せられしを以て、曩きに卒業生の寄附せしものと併せて字馬の脊に栽植せり。其面積壹
 反一畝三步。同年三月大字阿毘縁村字大場九百六十三番原野三反四畝二十四歩を借入れ、學校林とし
 て杉八百本、檜一千本を三月二十二日より二十五日の間に於て栽植せり。同年四月一日より小學校令
 改正により、尋常科を六學年程三學級高等科を二學年程一學級となす。

明治四十二年九月十九日、大字阿毘縁村字馬ノ脊千二百四十八番、千二百五十七番の二、千二百四十五番の二、千二百三十八番の三、千二百五十二番、千二百五十三番、千二百五十四番の地に新築及移築中の校舎落成せしを以て、移轉し開校の式を擧ぐ。總建坪二百十六坪五合、爾後同日を開校記念日と定む。現在四學級編制なり。

大宮尋常高等小學校

明治五年教育令發布せられ、翌六年六月より小學校を設け、普及を圖れり。本組合は元印賀、寶谷、折渡の三村と菅澤村と各別立なりしを以て、當時は印賀村に一校、菅澤村、折渡村に各簡易小學校を置きしが、明治十六年行政區の合併と共に、學校も合併を行ひしが、間隔多きを以て、菅澤折渡校は其儘分教場の名の下に兒童を收容せり。

同年三十四年四月印賀尋常高等小學校と改稱せらるゝや、折渡分教場は本校に合併し、菅澤分教場は獨立して菅澤尋常小學校となる。同年四月字大宮に校舎を新築し、同四十三年雨天體操場兼控室を増築、大正四年十一月 御眞影を奉載し、大正六年五月御眞影奉藏庫を建設す。大正十年九月菅澤尋常小學校を分教場とし、大宮尋常高等小學校と改稱す。大正十二年二月増築工事を行ひ、新校舎を二階建とす現在五學級の編制なり。

明治四十二年九月十九日、大字阿比羅村字馬ノ存千二百四十八番、千二百五十七番の二、千二百四十五番の二、千二百三十八番の二、千二百五十二番、千二百五十三番、千二百五十四番の地に新築及移築中の校舎落成せしを以て、移轉し開校の式を舉ぐ。總建坪二百六坪五合、爾後同日を開校記念日と定む。現在四學級編制なり。

大宮尋常高等小學校

明治五年教育令發布せられ、翌六年六月より小學校を設け、普及を圖れり。本組合は元印賀、寶谷、折渡の三村と菅澤村と各別立なりしを以て、當時は印賀村に一校、菅澤村、折渡村に各簡易小學校を置きしが、明治十六年行政区の合併と共に、學校も合併を行ひしが、間隔多きを以て、菅澤折渡校は其儘分教場の名の下に児童を收容せり。

同年三十四年四月印賀尋常高等小學校と改稱せらるゝや、折渡分教場は本校に合併し、菅澤分教場は獨立して菅澤尋常小學校となる。同年四月字大宮に校舎を新築し、同四十三年由天體操場兼控室を増築、大正四年十一月 御眞影を奉葺し、大正六年五月御眞影奉藏庫を建設す。大正十年九月菅澤尋常小學校を分教場とし、大宮尋常高等小學校と改稱す。大正十二年二月増築工事を行ひ、新校舎を二階建とす現在五學級の編制なり。

第十三章 町 村 是

第十三章 町村是

治者は一定の方針の下に計劃を樹て、之が實行を期せざるべからず、一國然り一郡一村亦皆然り、本縣農會は茲に見る所あり、縣下各地に於て町村是の設定をなすべく、明治三十六年郡内にては渡村（今の日野村）同三十九年江尾村の調査に着手せしが、明治四十二年度より町村是の調査設定は郡農會の事業として、之を行はしめ、而して右の調査を行ふ郡市農會に對しては獎勵金を交付すること、せり、當時の郡長井上廉治大に其必要を認め、明治四十三年開設の通常郡會に諮りしに、滿場一致を以て之れが調査を郡農會に於て行はしむること、なり、郡農會の通常總會亦滿場一致を以て該事業を可決せしかば、同四十三年より郡全村の村是調査に着手し、調査の正確を期する爲各戸に就き材料を求めしもの頗る多く、而して調査事項は精密を極め、既往現在を考慮して將來計劃を樹て之れが實行を期せり、村是調査に引續き郡是に従事し、大正二年三月郡是成るを告ぐ、我國に於て町村是の設定をなせしもの、各府縣に少からずと雖郡内の全村を擧げて、之が設定をなせるものは、他に其例なかるべし、爾來各村共之れが成果を擧ぐることに努め、之れが督勵に餘念なく、其の成績大に見るべきものありし、左れども時勢の推移人文の發達、殊に鐵道開通の今日に於ては、交通不便の當時に於けると郡勢上に少なからざる變動を來たし、在來の計劃就中産業に關し、之れが更新を要するものまた少からざるに至れり。

茲に於てか大正十年三月時の郡長中島知道は、根雨町に於て郡産業大會を開催し、從來の郡村是計劃

の成績を調査吟味し、更に郡に於て産業計画を立て、町村をして亦之に策應したる村計画を樹立せしめ、五ヶ年を期して一齊に其成績を擧ぐることに協定せり、爾來各町村に於ては調査資料として、郡産業是、農工商統計、町村是等に依り、町村勢を審査し、大正十一年より同十五年に至る五ヶ年計画を立て、之れが實現に努力しつつあり。今左に其の一覽表を擧げん。

町村産業是目標一覽

作		米			町村名	
正	大	年九正大	額産生	別反作耕	町	村
並加増	換變目地	別反作耕	額産生	別反作耕	町	村
町	町	町	石	町	部	二
—	5.0	290.6	6,571	285.1		旭
.2	.9	118.4	3,006	117.3		溝
—	6.9	266.1	6,904	259.2	口	八
1.4	3.1	289.1	6,791	234.2	郷	日
1.4	7.5	270.1	5,254	261.2	光	米
16.2	14.6	286.2	5,449	255.4	澤	江
.7	1.6	170.5	4,205	168.2	尾	神
—	2.5	151.0	3,011	148.5	川	根
.6	.5	142.5	3,291	141.3	雨	日
.8	.3	188.1	4,370	187.0	野	黑
1.4	1.2	262.8	4,785	260.0	坂	石
3.1	4.0	395.5	6,956	388.2	見	福
1.4	2.2	193.2	3,184	189.3	榮	日
5.6	5.5	200.0	4,020	188.9	上	多
1.1	5.6	174.2	2,933	168.0	里	山
2.0	2.3	320.4	5,247	315.8	上	阿
—	2.4	156.0	2,412	153.6	縁	大
—	—	207.5	3,925	207.5	宮	
33.9	65.5	4,082.2	82,314	3,978.7	計	

年 五 十				
別反耕増	額産生増	額産生	別反良改	町
正改區田	水	洗	渠	暗
町	石	石	町	町
5.5	786	7,357	5.0	25.0
1.1	250	3,256	.1	.4
6.9	320	7,224	—	2.0
4.9	1,123	7,914	4.3	4.3
.8.9	584	5,838	—	1.5
30.8	1,167	6,616	2.7	—
2.3	447	4,652	—	.6
2.5	371	3,382	—	8.0
1.2	446	3,737	1.4	1.0
1.1	394	4,764	.1	2.5
2.8	452	5,297	1.6	4.9
7.3	786	7,742	.2	12.7
3.9	663	3,847	.2	10.1
11.1	780	4,800	.3	—
6.2	276	3,209	1.1	4.0
4.6	416	5,663	.1	5.3
2.4	640	3,020	2.8	20.0
—	640	4,565	.3	—
103.5	10,509	92,823	24.0	102.3

米價ハ將來三等米ニ向上セシメ販賣方法ハ個人賣買ヲ廢シ共同販賣平均賣ヲ實施セントス

年 九 正 大		町 村 名	
別反作耕	額産生	町	村
町	石	部	二
57.6	532		旭
42.6	431		溝
123.2	1,504	口	八
123.9	1,342	郷	日
115.3	458	光	米
29.7	208	澤	江
46.2	599	尾	神
41.7	582	川	根
42.5	557	雨	日
41.7	510	野	黑
22.8	328	坂	石
12.1	118	見	福
—	—	榮	日
3.0	51	上	多
—	—	里	山
—	—	上	阿
—	—	縁	大
—	—	宮	
702.3	7,220	計	

產		名村町	
年九正大			
數頭產生	數頭育飼		
—	34	部	二
—	—		旭
3	60	口	溝
10	44	郷	八
—	—	光	日
—	80	澤	米
—	53	尾	江
—	15	川	奈神
—	—	雨	根
—	—	野	日
—	50	坂	黑
5	85	見	石
3	82	榮	福
—	—	上	野日
5	135	里	多
6	137	上	山
4	34	縁	毘阿
—	—	宮	大
36	809	計	

牛				
年五十大				年九
數加増		數頭產生		數頭產生
數頭產生	數頭育飼	數頭產生	數頭育飼	數頭產生
111	133	400	950	289
20	10	140	成牛 189	120
152	90	430	800	278
92	49	320	760	228
123	71	390	850	267
177	112	320	成牛 660	143
48	37	170	500	122
134	188	280	690	146
91	89	300	750	209
53	37	280	670	227
34	47	300	750	266
114	124	300	1,000	186
72	77	200	600	128
238	473	400	900	162
98	128	200	600	102
62	124	120	450	58
34	14	57	192	23
67	24	140	428	73
1,720	1,827	4,747	11,739	3,027

產		名村町	
正大			
數頭育飼			
817	部	二	
成牛 179		旭	
710	口	溝	
711	郷	八	
779	光	日	
成牛 548	澤	米	
463	尾	江	
502	川	奈神	
661	雨	根	
633	野	日	
703	坂	黑	
876	見	石	
523	業	福	
427	上	野日	
472	里	多	
326	上	山	
178	縁	毘阿	
404	宮	大	
9,912	計		

作					
年五十大					
別反作耕	額產生總	額產生増	別反加増	作耕	
計	計	計	計	計	計
町 67.6	万 960	万 428	町 10.0	—	町 10.0
42.6	527	96	—	—	—
127.2	1,807	303	4.0	2.0	2.0
130.9	1,779	437	7.0	7.0	—
119.3	720	262	4.0	4.0	—
成牛 34.9	417	209	5.2	—	5.2
49.2	808	210	3.0	—	3.0
43.2	787	205	1.5	—	1.5
45.5	900	343	3.0	.2	2.8
43.0	860	350	1.3減	1.6	2.9
33.8	495	157	11.0	1.0	10.0
49.5	423	305	37.4	13.8	23.6
—	—	—	—	—	—
12.1	312	261	9.5	.2	3.3
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
799.2	10,795	3,566	96.9	26.6	70.3

業 蠶			名 村 町
年 九 正 大			
額 滿 收	數 枚 立 掃	數 戶 蠶 養	
766	185	—	部 二
2,030	385	—	旭
1,220	264	—	口 溝
3,686	768	—	鄉 八
209	86	—	光 日
250	108	—	澤 米
560	196	—	尾 江
1,033	314	—	川 奈 神
1,814	343	—	雨 根
340	144	—	野 日
1,010	315	—	坂 黑
740	144	—	見 石
870	185	—	榮 福
959	218	—	上 野 日
319	102	—	里 多
358	92	—	上 山
383	107	—	綠 毘 阿
80	30	—	宮 大
16,627	3,986	—	計

鷄			
年 五 十 正 大			
加 增		數 個 卵 產	數 羽 上 同
數 個 卵 產	數 羽 育 飼		
257,300	1,835	283,500	2,460
52,160	448	61,360	590
106,800	866	168,000	1,500
19,380	131	49,200	615
118,800	775	134,550	1,190
124,100	699	159,900	1,435
74,317	440	93,600	840
90,790	592	111,290	828
103,080	932	144,000	1,400
84,000	420	108,000	1,050
121,360	622	156,000	1,400
90,430	802	122,100	1,221
88,474	630	100,208	916
67,262	645	100,000	1,000
34,250	210	51,600	500
4,000	180	33,000	400
30,900	260	39,000	400
32,050	208	46,350	400
1499,383	10,795	1,961,658	17,845

養			名 村 町
年 九 正 大			
數 戶 育 飼	數 個 卵 產	數 羽 育 飼	
270	26,200	325	部 二
118	9,200	142	旭
300	61,200	634	口 溝
205	29,820	484	鄉 八
170	15,750	415	光 日
250	35,800	736	澤 米
120	19,283	400	尾 江
276	20,500	236	川 奈 神
200	40,920	468	雨 根
150	24,000	630	野 日
200	34,640	678	坂 黑
258	31,670	419	見 石
138	11,804	286	榮 福
200	32,738	355	上 野 日
124	17,350	290	里 多
100	29,000	220	上 山
100	8,100	140	綠 毘 阿
100	14,300	192	宮 大
3,279	462,275	7,050	計

馬			
年 五 十 正 大			
數 加 增		數 頭 產 生	數 頭 育 飼
數 頭 產 生	數 頭 育 飼		
—	16	—	50
—	—	—	—
—	—	3	60
20	6	30	50
—	—	—	—
—	—	—	80
—	—	—	53
—	—	—	15
—	—	—	—
—	—	—	50
25	15	30	100
27	18	30	100
—	—	—	—
45	15	50	150
24	13	30	150
8	—	12	40
—	6	—	—
149	89	185	898

草 煙			名 村 町
年 九 正 大			
上同當反	額 産 生	別反作耕	
44.2	8,420	町 19.06	口 溝
42.0	40,811	町 101.34	光 日
36.0	19,195	町 53.28	澤 未
39.4	2,832	町 7.19	尾 江
32.9	5,516	町 16,75	川 奈 神
36.9	6,483	町 14.80	雨 根
37.1	3,114	町 8.40	野 日
38.72	85,371	町 220.87	計

草 煙			名 村 町
年 五 十 正 大			
上同當反	額 産 生	別反作耕	
46.0	町 9,200	町 20.00	口 溝
43.0	44,720	町 104.00	光 日
43.0	23,605	町 55.00	澤 米
43.0	3,440	町 8.00	尾 江
41.6	9,152	町 22.00	川 奈 神
42.0	6,300	町 15.00	雨 根
42.0	3,218	町 8.40	野 日
42.8	99,635	町 232.40	計

年 五			
加 増			
量葉收反	別反園桑	額 繭 收	數枚立掃
70	町 1.0	町 1,184	205
69	町 1.9	町 1,200	176
13	町 6.0	町 853	113
182	町 2	町 403	189
30	町 22	町 198	3
7	町 22	町 930	148
36	町 —	町 326	25
112	町 3.0	町 1,481	190
11	町 9.7	町 686	157
68	町 —	町 530	46
120	町 —	町 3,355	508
28	町 1.0	町 385	106
50	町 7	町 410	71
—	町 11.3	町 1,891	222
40	町 4.0	町 743	124
16	町 —	町 352	108
21	町 —	町 117	18
29	町 —	町 195	132
49	町 43.2	町 15,242	2,601

業 蠶					名 村 町
十 正 大					
步反一	別反園桑	額繭收	數枚立掃	數戶蠶養	
250	町 13.0	町 1,950	390	390	部 二
269	町 20.0	町 3,230	561	114	旭
163	町 15.5	町 2,073	377	153	口 溝
208	町 33.3	町 4,089	957	219	郷 八
130	町 6.2	町 407	89	47	光 日
217	町 9.6	町 1,180	256	150	澤 米
200	町 7.4	町 886	221	110	尾 江
250	町 17.1	町 2,514	504	168	川 奈 神
161	町 31.0	町 2,500	500	200	雨 根
200	町 8.7	町 870	190	140	野 日
250	町 29.1	町 4,365	873	175	坂 黒
128	町 17.5	町 1,125	250	250	見 石
178	町 12.0	町 1,280	256	160	榮 福
—	町 23.7	町 2,850	450	166	上 野 日
170	町 12.5	町 1,062	226	113	里 多
108	町 10.7	町 710	200	133	上 山
110	町 9.1	町 500	125	76	縁 毘 阿
90	町 8.1	町 275	162	100	宮 大
187	町 284.5	町 31,866	6,587	2,764	計

當步反一	別反園桑
量葉收	額繭收
180	町 12.0
200	町 18.1
150	町 9.5
126	町 33.1
100	町 4.0
200	町 7.4
164	町 7.4
138	町 14.1
150	町 21.3
132	町 8.7
130	町 29.1
100	町 16.5
121	町 11.3
180	町 12.4
130	町 8.5
92	町 10.7
89	町 9.1
61	町 8.1
138	町 241.3

炭			木	
減増較比 (減△)	年五十正大	年九正大	名村町	
	高產生	高產生		
△ 232,000	20,000	255,000	部	二
—	—	—		旭
—	—	—	口	溝
—	—	—	郷	八
2,000	15,000	13,000	光	日
△ 66,000	6,000	72,000	澤	米
,700	9,000	8,300	尾	江
△ 149,000	81,000	230,000	川	奈神
8,000	100,000	92,000	雨	根
△ 130,000	30,000	160,000	野	日
56,500	150,000	93,500	坂	黒
△ 202,000	90,000	292,000	見	石
51,000	180,000	129,000	榮	福
—	—	—	上	野日
△ 228,000	250,000	478,000	里	多
△ 62,500	170,000	232,500	上	山
△ 10,000	250,000	260,000	縁	毘阿
—	325,000	325,000	宮	大
954,400	1,676,000	2,630,400	計	

林		造	
別反栽植	名村町		
町	部	二	
—		旭	
52.3	口	溝	
—	郷	八	
71.5	光	日	
17.8	澤	米	
443.4	尾	江	
98.5	川	奈神	
100.0	雨	根	
332.2	野	日	
40.0	坂	黒	
48.2	見	石	
142.5	榮	福	
33.0	上	野日	
450.0	里	多	
206.0	上	山	
20.0	縁	毘阿	
13.0	宮	大	
—	計		
5068.4	計		

正 大 年五十
町
10.0
7.0
4.0
.5
—

柳		杞	
年九正大	名村町		
別反培栽			
町	部	二	
.3		根	
2.5	雨	黒	
1.2	坂	福	
.05	榮		
	計		

柳		杞	
年九正大	名村町		
高產生			
折内 150 町	部	二	
—		根	
—	雨	黒	
—	坂	福	
—	榮		
—	計		

極			三	
年五十正大	別反加増	別反培栽	名村町	
			別反培栽	
町		町	部	二
7.0		13.0		旭
—		—	口	溝
—		—	郷	八
7.5		10.5	光	日
29.2		45.6	澤	米
1.0		4.1	尾	江
9.0		20.0	川	奈神
10.0		77.6	雨	根
5.5		35.0	野	日
17.5		40.0	坂	黒
21.0		21.0	見	石
13.0		27.0	榮	福
40.0		50.0	上	野日
—		—	里	多
10.0		15.0	上	山
—		25.6	縁	毘阿
—		—	宮	大
170.7		384.4	計	

年五十正大	
數加増	額產生別反作耕
町	
,780	,04
3,909	2.66
4,410	1.72
,608	.81
3,636	5.25
,817	.15
,104	—
14,264	10.63

數加増	上同當反
	1.8
	1.0
	7.0
	3.6
	8.7
	5.1
	4.9
	4.1

名村町	草					椎	
	年五十五正大					年九正大	
	數加增 高產生	木 枒	高產生	木 枒	數戶培栽	高產生	木 枒
光 日	1,000	—	1,000	11,000	220	—	—
澤 米	—	—	—	—	—	—	—
川奈神	53	490	56	600	61	3	110
雨 根	—	—	—	—	—	—	—
	46	510	46	510	102	—	—
	314	3,210	336	3,590	166	22	380
計	9	100	9		組合 5	—	—
	260	3,590	260	3,590	100	—	—
	94	1,000	94	1,000	100	—	—
	46	500	46	500	50	—	—
	47	500	47	500	50	—	—
名村町	—	—	—	—	—	—	—
	4	150	13	150	組合 3	9	—
光 日	—	—	—	—	—	—	—
澤 米	189	2,530	191	2,550	85	2	20
川奈神	270	3,600	270	3,600	120	—	—
雨 根	116	1,920	120	1,920	192	4	—
	—	—	—	—	—	—	—
計	2,448	29,100	2,488	29,610	組合 1,246	40	510

名村町	林				竹		名村町
	年五十五正大				年九正大		
	數加增 高產生	別 反	高產生	別 反	高產生	別 反	
部 二	東 800	町 10.0	東 1,200	町 18.0	東 400	町 8.0	部 二
旭	920	.9	970	6.3	50	5.4	旭
口 溝	3,870	2.7	4,400	25.0	530	22.5	口 溝
鄉 八	3,765	1.6	4,200	22.5	435	20.9	鄉 八
光 日	1,600	—	3,600	24.2	2,000	24.2	光 日
澤 米	1,350	5.0	1,800	25.1	450	20.1	澤 米
尾 江	1,428	2.0	1,800	14.1	372	12.1	尾 江
川奈神	2,000	6.0	2,500	20.0	500	14.0	川奈神
雨 根	3,500	2.0	5,500	27.5	2,000	25.5	雨 根
野 日	2,000	1.0	2,500	21.1	500	20.1	野 日
坂 黑	170	1.4	360	6.3	190	4.9	坂 黑
見 石	2,500	2.0	2,500	18.5	—	16.5	見 石
榮 福	1,440	6.7	1,500	20.0	60	13.3	榮 福
上野日	—	—	—	—	—	—	上野日
里 多	750	1.3	.900	7.5	150	6.2	里 多
上 山	減 700	2.8	1,100	1.20	1,800	7.4	上 山
緣 毘阿	100	1.0	100	2.0	—	1.0	緣 毘阿
宮 大	—	—	—	—	—	—	宮 大
計	25,493	46.4	34,930	268.3	9,437	221.9	計

葵 山	
年 九 正 大	
高産生	別反培栽
—	—
—	—
—	—
—	3
—	3

第十三章 町村是

葵 山	
年 五 十 正 大	
高産生	別反培栽
400	4.0
390	3.9
1,000	5.0
200	2.0
1,990	14.9

二六〇四

第十四章
年
表

榮	山
年五十五大	
高産生 別反培長	

第十三章
町村景

榮	山
年五十五大	
高産生 別反培長	
400	4.0
300	3.0
1,000	5.0
200	2.0
1,000	14.0

一六〇四

第十四章 年表

時代
主要年號 日本紀元

重要事項

國史對照

時代	年	主要年號	日本紀元	重要事項
神代	和銅二	一三六九		○伊弉册尊ヲ出雲伯耆境比婆山(御幕山)ニ歿ス○素戔鳴尊ハ の川上ニ於テ古志族八岐大蛇ヲ征シ稻田姫命ト婚ス○大國主命 出雲(伯耆因幡石見ヲ含ム)ヲ經營ス○叢雲劔ノ出現地ハ日野郡 印賀地方ナリ(久米博士説)
	養老四	一三八〇		
奈良時代	天平五	一三九三		○孝靈天皇日野郡御巡幸ノ傳説アリ○大吉備津彥尊若建吉備津 彦尊吉備征討ノ時出雲振根及日野郡ノ土酋牛鬼ヲ征討セラレ 崩御山ハ若建吉備津彥命ノ御陵墓ニシテ鬼塚ハ牛鬼ノ墓ナラン トイフ日野山上石見福榮地方古墳多シ○成務ノ朝伯耆因幡石 見等出雲ヨリ分國ス○本郡石見村郡家ノ地ニ郡司ヲ置ク
	延喜二	一五七二		
平安時代	寛治七	一七五三		○伯耆大山ノ僧徒仙洞ニ強訴ス
	承安三	一八三三		
安時	治承四	一八四〇		○伯耆大山寺開創
	壽永元	一八四二		
平安	文治元	一八四三		○出雲風土記成リ日野郡ノ名現ハル
	元	一八四五		

○伯耆大山ノ僧徒仙洞ニ強訴ス
○伯耆大山寺開創
○出雲風土記成リ日野郡ノ名現ハル
○延喜式ニ日野六郷(野上、武庫、神戸、吾田、葉侶)、ノ名ヲ
記載セリ
○長谷部信連本郡金持村ニ配流セラレ
○信連延曆寺ヲ根雨村ニ建ツ
○信連金持ヨリ下榎ニ移ル
○信連藥師如來、觀音、勢至、不動、毘沙門、十二神將ノ諸佛
像ヲ長樂寺ニ奉納ス(此中藥師兩脇侍佛毘沙門ハ國寶ナリ)

宇治川ノ戰石橋山合戰
壇ノ浦ノ戰

江

享保元	二二九八	○松平直政松江ニ封セラレ出雲街道ヲ定ム
二〇	二二〇三	○大庄屋村々庄屋ノ名公文ニ見エタリ初見トス
慶安二	二二〇九	○宮原樂々福神社棟札大庄屋進五郎右衛門ノ記事アリ蓋シ本郡ニテ大庄屋ノ初見ナリ(進氏ハ武内宿禰ニ出ツ伯耆ノ古族傳説參照)大洪水大凶年
三	二二一〇	○米子町日感上人奇瑞ニ感ジ阿布縁村ニ法要山解説寺ヲ建立ス本尊ハ日蓮上人ノ作ナリトイフ
承應元	二二一二	○鶴ノ池畔御立山トナル、全部各村ニモ設ケタリ
万治三	二二二〇	○大山寺胤海僧正ノ時代丸山村里坊屋敷寺々へ配置
寛文元	二二二二	○福田丹波日野郡三千石ヲ領ス此ノ時藩ノ軍式ヲ定ム
四	二二二四	○血判(起請文)初ル
九	二二二九	○藩主池田綱清伯洲ヲ巡視シテ日野郡黒坂ニ至ル
一二	二二三二	○宗旨庄屋幣頭ヲ置ク
天和三	二三四三	○多田信濃重次幣頭トナル之ヲ以テ初見トナス
元祿元	二三四八	○宮本三郎右衛門日野郡ノ銀山ヲ經營ス○宮内野田三社事件(傳説參照)
四	二三五二	○地平アリ七年迄繼續九年ニ至リ破ル
七	二三五四	○日野郡鐵山御手山(藩營鐵山)トナル
一〇	二三五七	○請免制起ル
一一	二三五八	○下黒坂鶴ノ池改築○御手山廢止
一二	二三五九	○藩内繪圖(地圖)ナル
寶永七	二三七〇	○大地震

島原ノ亂ヨリ七年目
由井正雪ノ亂ノ前年

仙臺伊達家騒動ノ翌年

將軍綱吉殺生禁斷ノ翌年

富士山噴火ノ四年目

戸

享保元	二二七六	○十二月因伯鄉村帳成ル
二	二二七七	○日野郡百姓一揆請免法破レントス郡代米村所右衛門、米村廣治ト共ニ鎮定一揆ニ關シテ寶永藏ノ金十萬兩ヲ兩國百姓ニ救米トシテ給與ス
四	二二七九	○七月大山寺へ將軍吉宗ノ朱印交付
一〇	二二八五	○日野郡百姓三四百人鳥取へ出訴
一五	二二九〇	○下石見古郡源八下榎長樂寺再建
一七	二二九二	○浮塵子大發生○饑饉
一八	二二九三	○伯州坪上山騷動百姓一揆下石見大庄屋古郡源八鎮定ス
元文元	二二九六	○古郡源八郡内素封家ヲ勸化シ多里村常福寺ニ一切藏經ヲ寄進シ貫華藏建立同額面寶鏡寺宮ヨリ下賜
四	二三九九	○伯耆國百姓一揆
延享三	二四〇六	○巡檢使來郡之ヲ以テ初見トス(巡檢使參照)
寛延二	二四〇九	○巡檢使入郡
三	二四一〇	○因幡國智頭郡佐治谷福島利平日野郡武庫村ニ來リ荒田紙ノ業ヲ創ム
寶曆四	二四一四	○銀札通用
九	二四一九	○石見村銀山石疊工事成ル○花口村義人孫平直訴事件アリ
一一	二四二一	○巡檢使入郡
安永八	二四三九	○山上村谷中鐵山ヲ初ムコレ近藤家製鐵業ノ起元ナリ
九	二四四〇	○大阪ニ鐵座ヲ設ケラレ郡内鐵山業者大打撃ヲ受ク
天明三	二四四三	○兩國大凶荒○造酒ヲ禁ズ

大岡忠相町奉行トナル

櫻島噴火

光格天皇御即位

詳書類聚成リシ翌年

年表

四	二四四四	○臘座ヲ置ク○疫病流行「クロンボ」トイフ
六	二四四六	○大凶年
七	二四四七	○黒坂村わりかね屋庄兵衛大宮村三郎兵衛鐵座廢止請願ノタメ江戸勘定奉行ニ嘆願ノ結果遂ニ廢止トナル○大凶年○黒坂ニ會所設立
八	二四四八	○奥構大庄屋二人ノトコロ一人トナル
元	二四四九	○巡檢使入郡
四	二四五二	○伊藤宜堂江尾ニ生ル
五	二四五三	○四州御軍師高坂典膳御兩國々境檢査○三月高尾ノ道稟成ル
七	二四五五	○根雨梅林忠兵衛松平出羽守ノ本陣ヲ勤ム
一二	二四六〇	○黒坂村三輪甚兵衛水利聖田ニ着手シ日野會見兩郡ニ亘ル(史傳參照)○巡檢使入郡
六	二四六九	○日野郡印賀村青砥孫左衛門字若鉢ノ砂鐵ヲ用ヒ火鋼水鋼ヲ精選シ關西ニ弘ム日本一印賀鋼ノ名聲ヲ擧グ
一二	二四七五	○富田織部父原ニ生ル○鶴ノ池燈籠碑文ナル
一三	二四七六	○黒坂村緒形長藏ト根雨松田屋ト江戸へ鐵ノ直移出ヲ初ム
二	二四七九	○疫病流行「コロリ」ト云フ
五	二四八二	○花口鐵山所爭論アリ
六	二四八三	○不受不施派高僧ニシテ阿毘緣ニ來錫セル日臨卒ス
八	二四八五	○伊藤宜堂歸國米子ニ居ル
一〇	二四八七	○上菅ニ江戸公事アリ(沿革參照)○富田織部十三才父原神社ニ繪馬奉掲

京都大火

林子平禁銅露使ラツクスマ
ン來ル

近藤守重蝦夷探險ノ翌年

英國船長崎ニ入冠ノ翌年

伊能忠敬ノ測圖成リシ翌年

外國船擊攘ノ令出ズ

頼山陽卒去ノ翌年

大鹽平八郎ノ亂

江戸大地震

戊午ノ大獄

年表

天保	四	二四九三	○日野村孫四郎橋成ル(從來日野川ニハ宮内神通橋一橋ナリシガ茲ニ至リテ大ニ利便ヲ加フ)
七	二四九六	○大凶年(申年がしん)。近藤家鐵店大阪ニ開設	
八	二四九七	○二部足羽純亭蘭人シィボルトノ門人西山須南保ニ從ヒ内外科治療法研究大阪緒形洪庵長州青木周弼等ノ大家ト通信研究ス(衛生參照)	
九	二四九八	○巡檢使入郡	
一〇	二四九九	○二部出身大阪四代朝日山四郎右衛門歿ス(旭村出身九代朝日山改稱眞鶴アリ)	
一三	二五〇二	○伯州境港ニ鐵會所ヲ設ケ日野郡ヨリ出ス鐵ヲ之ニ納メシメ官ノ交易トシテ諸國ニ運ブ	
弘化	元	二五〇四	○黒坂村緒形四郎兵衛本郡矢戸、根雨間六里ニ高瀬舟ヲ通ス
嘉永	五	二五一二	○種痘ヲ全郡ニ行フ
六	二五一三	○大早五月二十三日ヨリ七月三日ニ至ル	
安政	元	二五一四	○笹ノ實(ちねん)ツク○足羽純亭二部ニ郷黨ヲ開キ父子相嗣ギテ勸善小箋ヲ頒布ス○絹布類賣拂ノ命アリ
二	二五一五	○伊藤宜堂ノ著周易包蒙五十卷成ル	
四	二五一七	○中庄屋創設、七人ナリ○宗旨庄屋ヲ廢ス○千石庄屋初マル組頭大村二人小村一人小頭五人組ニ一人○富田織部松平土佐守ヘ密使トシテ江戸ニ下向(東行雜記)○江尾出身蘭學者三谷泰作歿ス○生山段塚直右衛門鐵山方取締役トナル○霞二部ニ御郡役所ヲ創設	
五	二五一八	○久住文學者山縣伊三郎ノ偽功燭寐の夢四卷脱稿ス	
六	二五一九		

年表

万延元	二五二〇
文久二	二五二二
三	二五二三
元治元	二五二五
慶應元	二五二五
二	二五二六
三	二五二七
明治元	二五二八
二	二五二九
三	二五三〇
四	二五三一
五	二五三二

櫻田ノ變

將軍上洛七廻落

蛤御門戰長洲征伐

長州ノ再征

明治天皇御踐祚將軍政權奉還

江戸ヲ改メテ東京トス

東京遷都

○佐野川開鑿郡代佐野増藏吉持吉十郎與リテ功アリ

○富田織部勅使三條實美江戸下向ニ付御目附トシテ隨伴○佐野川開鑿ノ結果良田二百三十町佐野増藏功ニヨリ祿五十石増給○伊藤宜堂藩命ニヨリ溝口ニ郷費ヲ開ク

○八月因幡二十士(後ニ二十士)京都本國寺ニ討入り幕府黨ノ老臣ヲ刺シ罪ヲ待ツヤ勝部靜男等救免ニツキ奔走大ニカム

○六月富田織部幕府ニ再ビ捕ヘラル翌年救免○七月三日因幡二十士黒坂泉龍寺ニ謁居○下蚊屋小椋爲四郎兄弟全財産ヲ賣却シ皇國繁榮祈願ノ爲伊勢京都ニ出ス○大風○八月加藤金右衛門二十士監督トシテ鳥府ヨリ黒坂ニ來ル○印賀貴宮山下里道改修記念碑文二十士ノ一人佐善元立選ス

○三月因幡二十士鳥取ニ移ル○五月因伯各郡番所木戸番所木戸締設置○十二月生山村段塚軍之亟砲術免許狀受領

○四月福田丹波黒坂入城鎌倉山上事件○備中ノ浪士亂暴ニ付黒坂ヘ大砲隊派遣○七月因幡二十士荒尾志摩郎ヲ脱出シテ長州ニ向フ○八月手結ノ浦ノ變アリ○黒坂緒形弘義蠶桑業ヲ創ム本郡養蠶業ノ功勞者タリ

○和歌集鐵山子遺稿著者木下方作逝去

○山上村内藤忠徹二部村足羽篤之介砲術長トシテ戊辰役ニ從軍下蚊屋大岩島藏新國隊ニ加リ戰死○伯耆誌成ル

○大凶年(巳年ガシ)○西園寺鎮撫使根雨通過

○慶應ノ末年ニ創設セル生山段塚家農兵美作國ヘ出兵ス○藩主池田慶徳日野郡巡視○御郡役所ヲ廢シ黒坂ニ郡政所ヲ置ク

○日野郡百姓一揆アリ宮内村入澤格治鎮撫ニ任ズ○二部漢學者足羽學ノ秋山文集成ル○鳥取藩ヲ廢シテ鳥取縣ヲ置ク

○郡政所ヲ廢ス○日野郡ヲ十區ニシテ口部ヨリ順次第九十八區ヨリ第七區ニ至ル各區ニ戶長一名副戶長二名乃至三名ヲ置ク其

現

年表

一九	二五四六
一八	二五四五
一七	二五四四
一六	二五四三
一五	二五四二
一四	二五四一
一三	二五四〇
一二	二五三九
一一	二五三八
一〇	二五三七
九	二五三六
八	二五三五
七	二五三四
六	二五三三

下ニ用係アリ○米子ニ鳥取縣ノ支廳ヲ置ク○血稅騒動アリ○六月多里印賀ニ郵便局ヲ置ク○貢米收納事件何本郡ヨリ提出

○區ヲ廢シテ更ニ大小區ヲ置キ本郡ハ第十五大區(口日野)第十六大區(奥日野)トナシ溝口黒坂二區會議所ヲ置ク大區ニ大區長小區ニ小區長ヲ置キ溝口野坂榮同矢田貝周一郎大區長トナル

○大儒伊藤宜堂歿ス八十三

○鳥取縣地租改正

○八月鳥取縣ヲ廢シテ島根縣ニ合併

○各郡ニ郡長各一員每區二區長各一員ヲ置キ每町村ニ戶長一員ヲ置ク○宮内村畫家赤井稻齋歿ス

○大小區制ヲ廢シ郡役所ヲ置キ各町村ニ戶長役場ヲ置ク○日野郡役所ヲ二部宿ニ置キ二月十五日ヨリ開廳足羽廣太ノ居室ヲ之ニ充當ス

○江尾ニ大社教々會所ヲ置ク

○縣誌材料脱稿○九月鳥取縣再置○上菅ニ大社教々會所ヲ置ク

○因伯教育會日野郡支部創立

○十二月溝口小學校長岸立吉一郎文部省ヨリ表彰○九月根雨近藤喜西根雨車尾間高瀬船ヲ通ズ

○六月日野郡役所新築成リ新廳舎ニ移轉ス○上石見ニ黒住教會講社開設

○國縣道成ル

○山上地方黒住教信者ヲ生ズ○日野農會創設○日野郡蠶絲業組合組織ナル○下蚊屋大岩八郎山王原開墾○大洪水○十一月黒坂警察署ヲ置キ溝口ニ警察分署ヲ置ク

佐賀ノ亂

第一回地方官會議

熊本、萩ノ亂

西南暴動

國會開設ノ詔下ル

朝鮮ノ變

朝鮮再變

天津條約

二〇 二五四七
 二一 二五四八
 二二 二五四九
 二三 二五五〇
 二四 二五五一
 二五 二五五二
 二六 二五五三
 二七 二五五四
 二八 二五五五
 二九 二五五六
 三〇 二五五七
 三一 二五五八

○三月四日日野郡聯合村會開設ノ認可ヲ得同月二十七日開會○三月鳥取縣ニ蠶絲業組合取締所ヲ設置ス○久住ニ黒住教信者ヲ生ズ○福岡洋式製鐵所成ル
 ○三月二十四日日野郡高等小學校ヲ根雨ニ創立○四月九日根雨近藤喜八郎海防費納付賞授ヲ受領○十二月米子治安裁判所溝口出張所開廳○地押アリ○郡内猪狩アリ後絶ス
 ○十月一日町村制實施戶長役場ヲ廢シ日野郡ニ二十九ヶ村十八役場ヲ置ク○聯合村會ヲ廢ス○七月收稅部二部出張所ヲ置ク○勝部八郎治根雨ニ印刷所ヲ置ク
 ○三月日野郡高等小學校ヲ廢止ス○十一月溝口區裁所ヲ置ク○十一月日野郡新教育會創立
 ○十月七日二部村外二十八ヶ村組合立ニテ日野郡高等小學校ヲ再興ス○米金井手延長五里開鑿大岩八郎篠田清藏ノ發起ナリ
 ○二部村外二十八ヶ村組合組織○日野郡高等小學校ノ教授ヲ開始シ同年八月燒失シ十月新校舍新築移轉○四月日野農會ヲ日野郡勸業會ト改ム○五月西伯日野蠶絲業取締所ヲ置ク
 ○大洪水○北白川宮殿下根雨近藤家御止宿○二月若槻佐一郎ノ造林講話實習指導アリ
 ○二月根雨郵便局電信取扱開始
 ○八月郡制實施ニツキ組合會ヲ解散ス○三月日本赤十字社日野郡委員部設置○十一月二部稅務署ヲ置ク○八月佐川ニ天理教大山宣教所開設
 ○十月日野郡高等小學校溝口分教場設立○十二月日野郡勸業會ヲ日野實業會ト改ム○七月日野郡畜産組合設立○十月根雨銀行創立
 ○日野郡蠶絲同業組合組織○一月下黒坂青年立志會ヲ設ク本郡ニ於ケル青年會ノ嚆矢トス○日野郡神職同盟會ノ嚆成ル○三月江尾煙草取扱所開所

樞密院創設

憲法發布、東海道線全通

第一回帝國議會、教育勅語下ル

濃尾大地震

日清戰爭

下關條約

條約改正

清國事變

皇太子殿下御誕生

日英同盟

日露戰爭

ポーツマウス條約

戊申詔書下ル

伊藤博文凶及ニ斃ル

日韓併合、曆本ヨリ舊曆ヲ除ク

今上天皇御踐祚

代

(明治四五) 二五七二
 (大正元) 二五七二

三二 二五五九
 三三 二五六〇
 三四 二五六一
 三五 二五六二
 三六 二五六三
 三七 二五六四
 三八 二五六五
 三九 二五六六
 四〇 二五六七
 四一 二五六八
 四二 二五六九
 四三 二五七〇
 四四 二五七一

○六月日野郡衛生會起ル○日野郡人海外渡航ノ初リ
 ○二月日野實業會ヲ日野郡農會ト改ム○六月日野郡畜産組合ヲ日野郡畜牛馬組合ト改ム○三月産業組合起ル
 ○三月三十一日日野郡高等小學校解散
 ○三月五日石見村出身新田小佐柳匠屯ニ於テ戰死
 ○二月山上報徳社創立○三月山上村古都勝藏、旭村木村吉太郎大日本農會ヨリ表彰ヲ受ク
 ○五月皇太子殿下山陰道御行啓○日野郡煙草耕作聯合組合成ル
 ○四月日野郡地主會發會○三月二部校ニ於テ金森通倫ノ勤儉貯蓄ノ講演アリ
 ○五月根雨金光教會開設○帝國在郷軍人會日野郡聯合分會成ル○米子根雨間自動車開業○九月山上村出身通譯官佐伯半四郎清國革命暴動帝國派遣軍ニ加リ漢口ニ歿ス
 ○日野郡山林會組織○五月阿尾線村法橋善作衆議院議員當選○十二月宮市原青年會ハ大日本農會ヨリ名譽賞狀受領○十二月日野郡物産陳列館ヲ米子ニ置ク○警察電話創設○日野郡史事業開始材料調査員坪倉鹿太郎調査ニ着手ス

二	二五七三
三	二五七四
四	二五七五
五	二五七六
六	二五七七
七	二五七八
八	二五七九
九	二五八〇
一〇	二五八一
一一	二五八二
一二	二五八三

○四月溝口區裁判所ヲ廢ス○溝口村大字谷川ニタービン式揚水機ヲ以テ揚程六十尺墾田七町歩ニ灌漑ス

○二月山上小學校長内藤岩雄文部大臣ヨリ表彰セラル○六月久住蠶種貯藏所成ル○郡史料調査員坪倉鹿太郎ヲ罷メ杉原猪作調査員トナル○十二月米價一石九圓ニ低落

○四月日野郡青年團成ル○大暴風○五月根雨電氣株式會社創立

○四月日野郡產牛馬組合ヲ日野郡畜産組合ト改稱○第一回日野郡青年團運動會○根雨壯年團設立

○三月日野物産陳列館ヲ廢ス○十月根雨塔雨村著陰陽八郡郡勢一斑成ル○山上村評倉鹿太郎日野郡野史三十六卷ヲ著ス○四月黒坂村頭本元眞衆議院議員當選

○八月石霞溪命名宣傳

○五月根雨土木工營所設置○八月四日日光村出身陸軍一等獸醫新見常次郎西比利亞派遣軍ニ從ヒバイカル州附近ニ於テ戰死○八月伯備北線伯耆大山伯耆溝口間開通○十月山陰低燐製鐵株式會社上代ニ創立○八月日野郡史編纂委員任命

○四月二十一日日野郡立日野農林學校創立○六月二日根雨町立實科高等女學校創立

○二月塔雨村經營日野郡報創刊○六月軍用飛行機初メテ郡内ヲ飛ブ

○一月山上村出身廣島控訴院名判事山浦武四郎歿ス○三月江尾驛開業○三月郡制廢止○四月根雨江尾公衆電話開始○五月根雨特設電話開始○六月日野郡農林教育研究會創立○七月根雨驛開業○八月日野郡自治協會設立○九月根雨印刷所創立○十一月黒坂驛同月日野郡體育協會成ル○九月根雨印刷所創立○十一月黒坂驛開業○十一月學制頒布五十年記念式ヲ行フ

○三月日野郡處女會創立○同月江尾村處女會ハ文部内務兩大臣ヨリ表彰○日野郡青年團運動會ニ於テ山上青年團ハ六回連續優勝旗獲得○四月日野郡農林學校鳥取縣立トナル○四月根雨稅務署ヲ置ク○四月日野郡役所ヲ根雨ニ移轉ス四月鳥取縣教育會總集

櫻島爆發、歐州大戰亂勃初

御即位ノ大禮

歐洲大戰休戰條約

獨逸トノ講和條約成ル

第一回國勢調査

皇太子殿下歐洲へ行啓アラセラル、

東京大震火災民心作興詔書下ル

一三	二五八四
一四	二五八五

會ヲ本郡ニ於テ開ク○九月二部村足羽章令鳥取縣會議長トナル

○十一月生山驛開業

○大早○一月山上村青年團ハ義勇表彰會ヨリ表彰ヲ受ク○六月日野郡佛敎友光會設立○内藤岩雄宮内省ヨリ御紋章入銀盃及御内帑金ヲ賜○七月神戶上壯年團設立○十一月根雨稅務署ヲ廢シ米子稅務署ニ合併○十二月上石見驛開業○神奈川村出身松原厚理學博士溝口村出身橋谷義孝農學博士日野上村出身田邊文四郎醫學博士トナル

○二月日野郡佛敎友光會ヲ護國團日野郡支部ト改稱○四月上管驛開業○五月根雨出身洋書家木山義壽米國ニ在リテ組育大展覽會ニ出品十二大家ノ中ニ加ル○日野川流域大地震○溝口鬼住山ニ弘法大師(八十八ヶ所)ヲ安置ス○石霞溪ニ觀音三十三番ヲ安置ス○九月郡内各地初メテラヂオ聴取○九月十日日野郡史脱稿

○十二月黒坂村小谷芳五郎江尾村川上精助二部村農會上農務補習學校溝口村金屋谷農事改良組合大日本農會ヨリ表彰ヲ受ク

第二回國勢調査

大正十五年二月五日印刷
大正十五年三月一日發行

非賣品

編輯者兼
發行者

鳥取縣日野郡根雨
古橋幸吉

印刷者

京都市柳馬場三條南
桂千代造

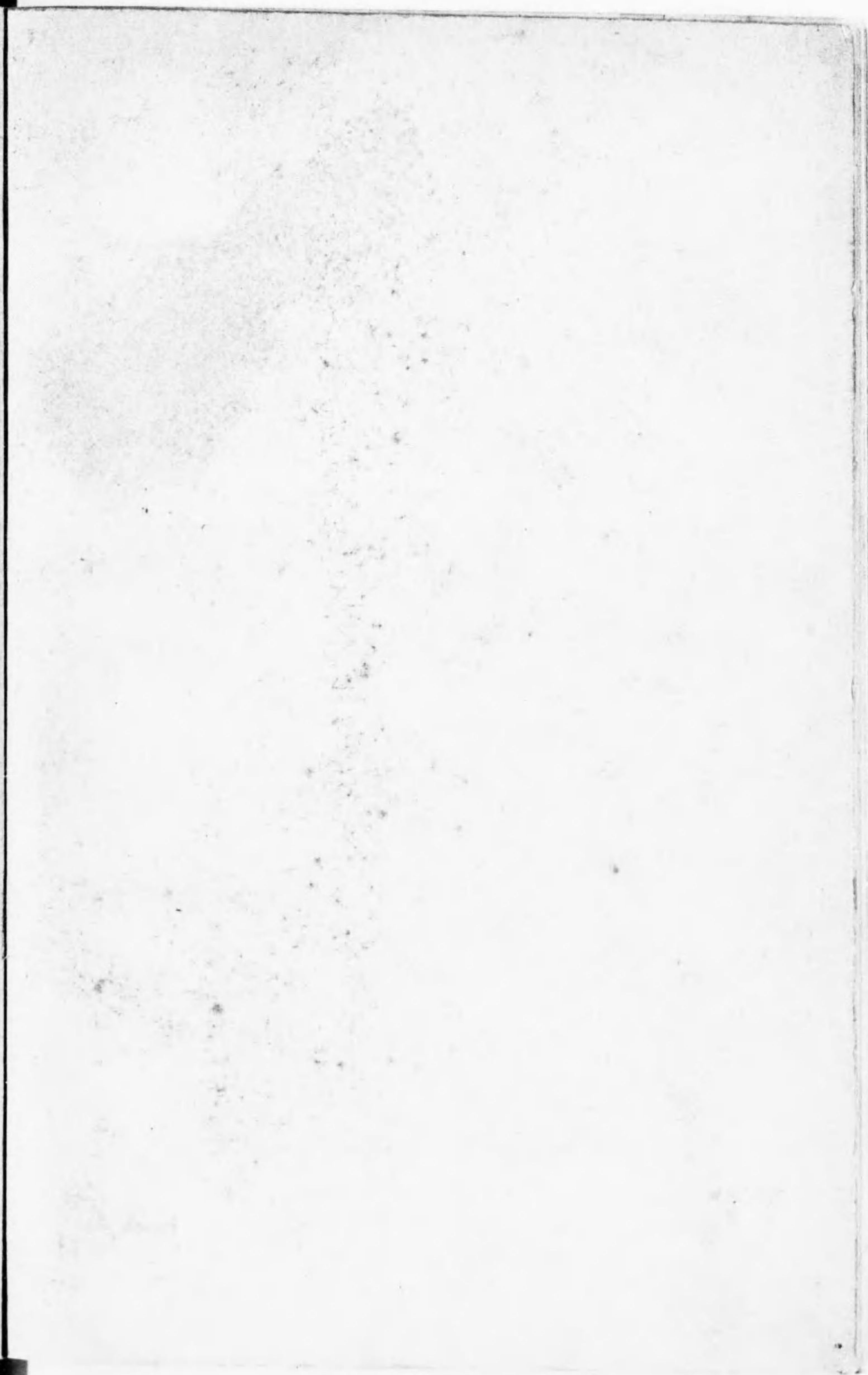
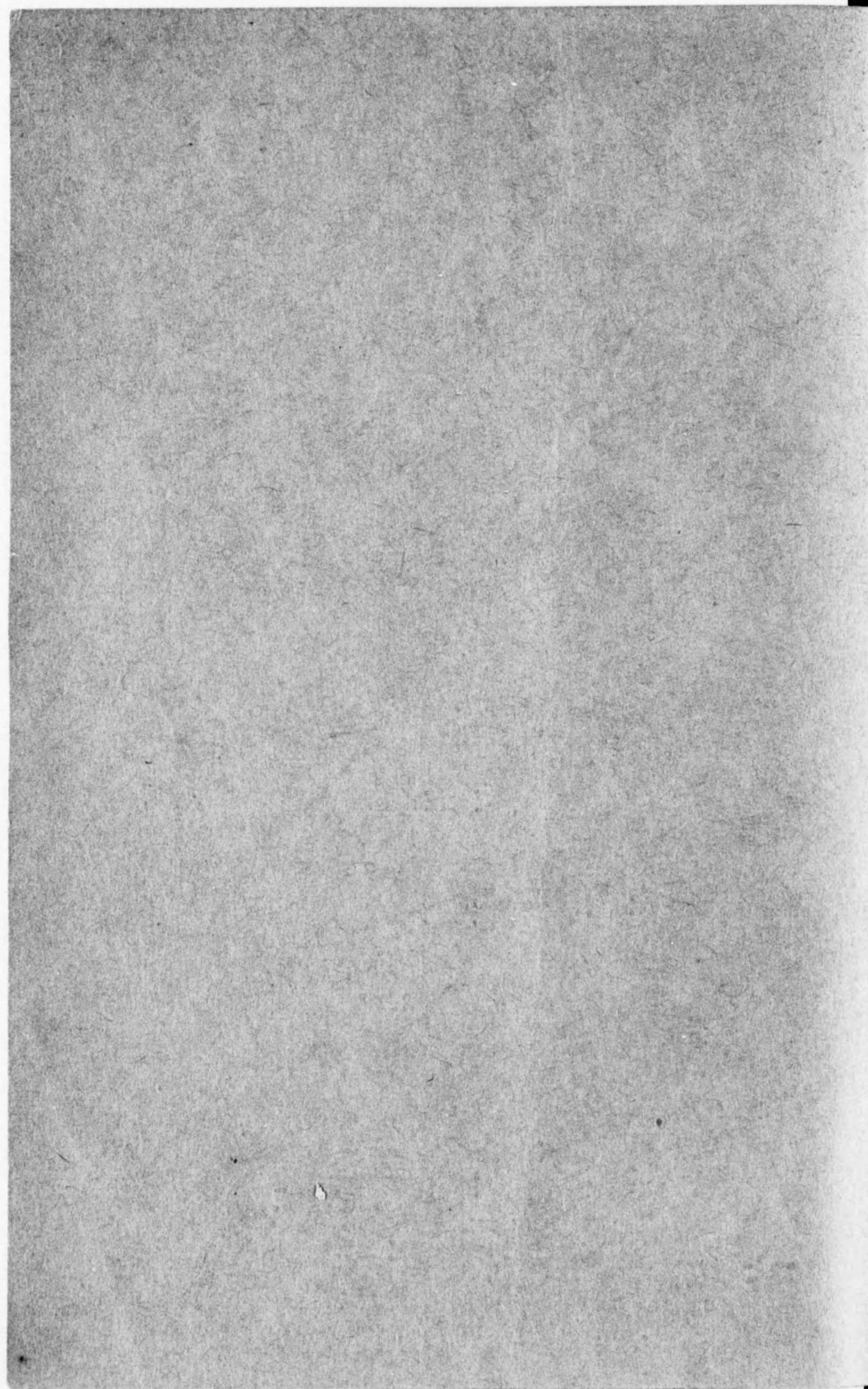
印刷所

京都市柳馬場三條南
株式會社似玉堂

發行所

日野郡自治協會





554
2

終